

〈R6 年 1 月 31 日〉

総合教育会議 資料

紀の川市立学校適正規模適正配置

《第 1 次実施計画》（案）

令和 6 年 月

紀の川市教育委員会

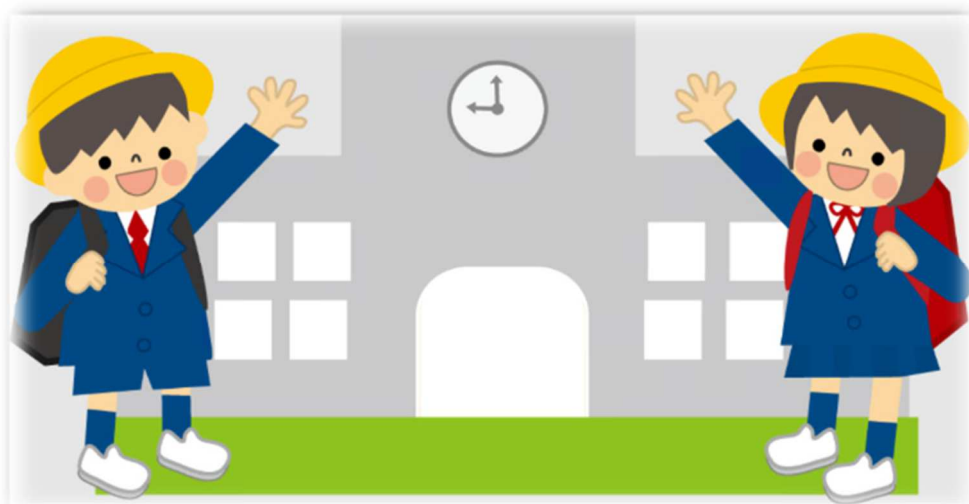
はじめに

この「実施計画」は、令和 4 年度に策定いたしました「紀の川市立学校適正規模適正配置基本計画」にて示された第 1 次学校再編について、各地域の特性を踏まえながら、より具体的な取組内容を示した計画となります。

また、紀の川市教育委員会が取り組む学校適正規模適正配置は、「一人一人の子供が主語となる学校教育」の実現をめざし、子供達の事を第 1 に考え進める計画としているため、実施計画の作成にあたっては、第 1 次学校再編の対象となる小学校に在学する児童の保護者、また、対象となる小学校区に住所を有する就学前児童の保護者の方を対象に、保護者意見交換会を開催し、広く保護者の方の意見を聞き、いただいた意見を参考に内容を取りまとめた計画としています。

今後は、この実施計画を基に、改めて、第 1 次学校再編の対象となる小学校に在学する児童の保護者、また、対象となる小学校区に住所を有する就学前児童の保護者の方を対象に学校再編の進め方等について説明会を開催します。

また、学校は地域の人々にとっても生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場であるため、第 1 次学校再編の対象となる小学校区の地域住民の方を対象に説明会を開催し、教育委員会が進める学校再編は、子供達のことを第 1 に考え進める計画である旨を丁寧に説明し理解と協力を求めていきたいと考えています。



目 次

第1章 適正規模適正配置を進めるにあたって

1. 紀の川市の現状…………… 3
2. 適正規模適正配置の必要性…………… 4
 - (1) 変わってきている授業風景
 - (2) 授業が変わってきた背景
 - (3) 求められる人材・求められる力
3. 紀の川市立学校適正規模適正配置…………… 6
 - (1) 紀の川市教育委員会がめざす学校適正規模適正配置
 - (2) 児童生徒数の将来推計
 - (3) 適正規模のあり方
 - (4) 適正配置のあり方
4. 学校適正規模適正配置の効果…………… 8
 - (1) 集団生活における効果
 - (2) 学習活動における効果
 - (3) 学校運営における効果

第2章 第1次実施計画の基本的な考え方

1. 概要…………… 11
2. 計画期間…………… 11
3. 基礎とした数値…………… 11
 - (1) 根拠数値
 - (2) 児童数推計表

第3章 第1次実施計画の進め方

1. スケジュール…………… 15
2. 統合に向けての児童に対するケア…………… 18
3. 統合に向けた事前学校間交流について…………… 18
4. 統合に向けての検討・協議事項…………… 18
5. 制服・体操服等について…………… 19
6. 学校教育の取り組みについて…………… 19
7. 通学の手段について…………… 19
8. 学校の跡地利活用について…………… 20
9. 地域との交流の継続について…………… 20

第4章 地域別の進め方

1. 粉河地域の進め方…………… 23
 - (1) 計画の進め方
 - (2) 川原小学校の現状と課題
 - (3) 川原小学校と粉河小学校の統合
 - (4) 通学区域のあり方
 - (5) 通学手段について

2. 那賀地域の進め方	35
(1) 計画の進め方	
(2) 上名手小学校の現状と課題	
(3) 上名手小学校と名手小学校の統合	
(4) 麻生津小学校の現状と課題	
(5) 麻生津小学校と名手小学校の統合	
(6) 上名手小学校及び麻生津小学校と名手小学校の統合	
(7) 通学区域のあり方	
(8) 通学手段について	

資料編 保護者意見交換会でいただいた主な意見 51

- 就学指定校変更（校区外就学願）について（Q&A）
- 学校の統合時期について（Q&A）
- 計画の進め方について（Q&A）
- 児童の心のケアについて（Q&A）
- 学校間交流について（Q&A）
- スクールバスによる通学について（Q&A）
- 制服等について（Q&A）
- 川原小学校区における計画の進め方について（Q&A）
- 那賀地域における計画の進め方について（Q&A）
- その他（Q&A）

第 1 章 適正規模適正配置を進めるにあたって

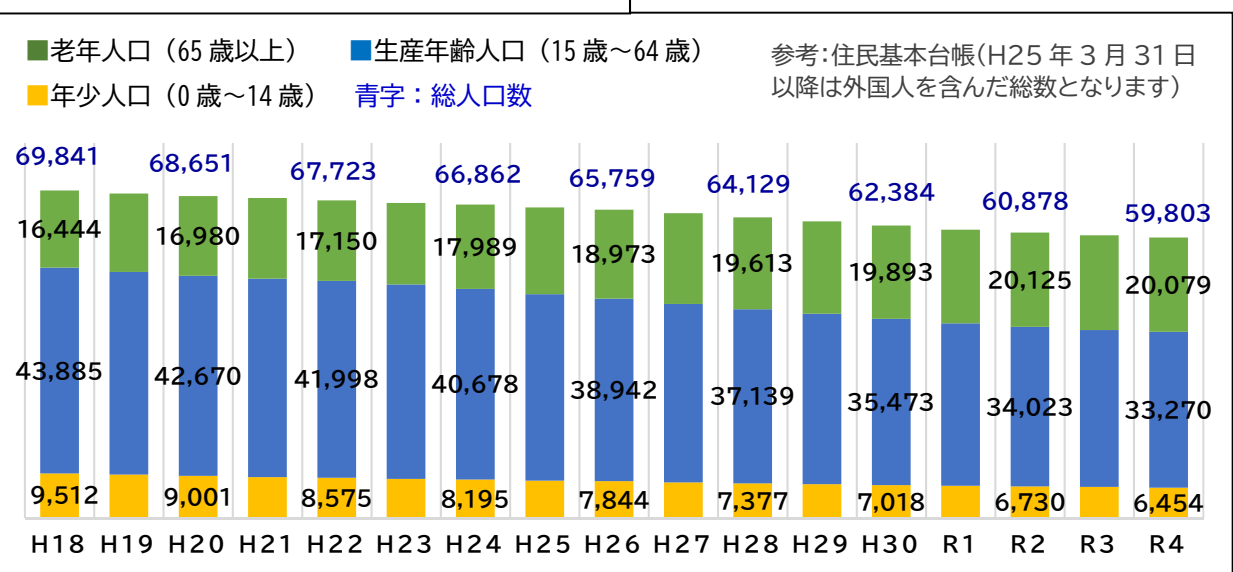
1. 紀の川市の現状

令和 4 年、紀の川市の人口は約 5 万 9 千人で、市町村合併時（平成 17 年 11 月）の約 7 万人をピークに人口減少・少子高齢化が進んでいます。

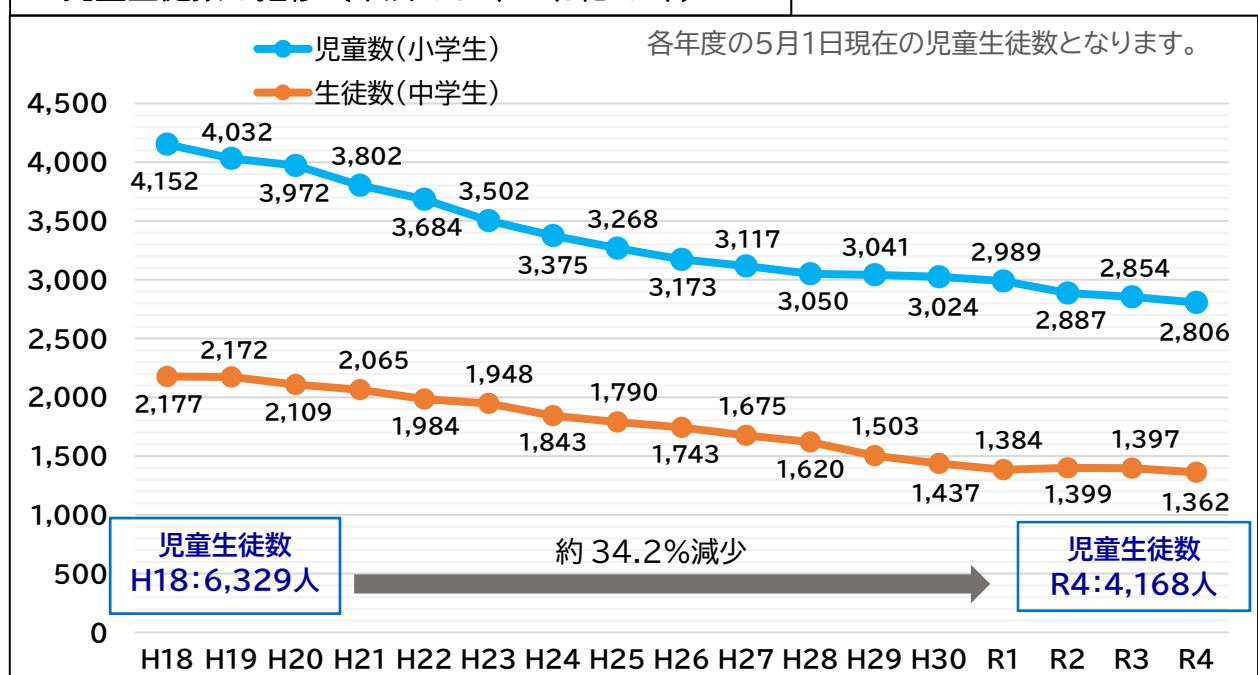
人口減少は、本市の小・中学校の義務教育にも波及し、合併後の平成 18 年には 6,329 人いた児童生徒も、令和 4 年には 4,168 人まで減少し、この 17 年間で 2,161 人（約 34.2%）減少しました。

市全体の人口が比較的穏やかに減少（約 14.4%）しているのに対し、子供（年少人口）の数は急激に減少（約 32.2%）している状況となっています。

■人口の推移（平成 18 年～令和 4 年）



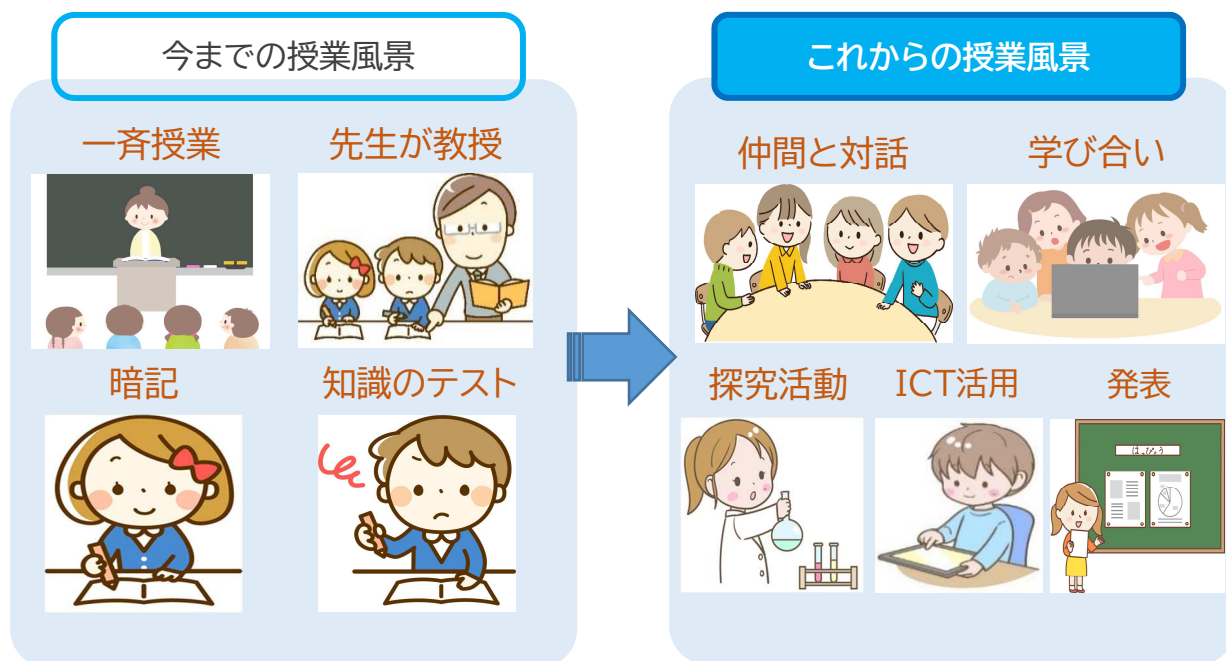
■児童生徒数の推移（平成 18 年～令和 4 年）



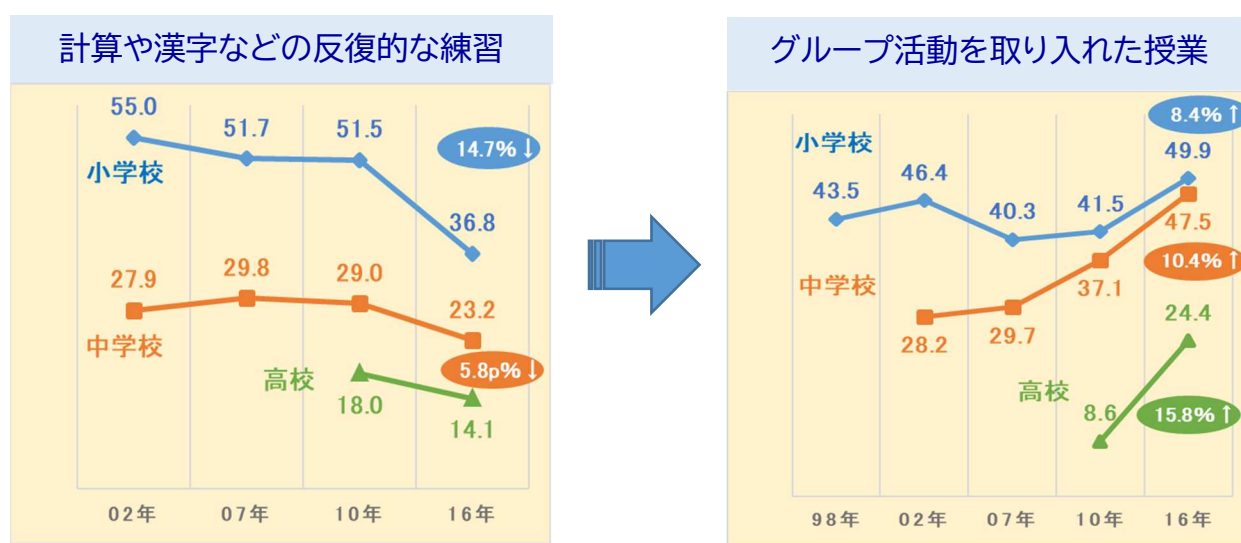
2. 適正規模適正配置の必要性

(1) 変わってきている授業風景

これからの授業は、ICT 機器の活用やさまざまな活動や仲間との対話を通し、子供達の可能性を引き出す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくりが重要となります。



教員が、授業を行っていく中で特に心がけている授業方法として多いのは、小・中学校とともに「グループ活動を取り入れた授業」「児童生徒どうしの話し合いを取り入れた授業」となっています。協働的な学習方法に重点をおく教員が増えてきています。



参照: Benesse 第6回学習指導基本調査 DATA BOOK(小学校・中学校版)[2016年]

(2) 授業が変わってきた背景

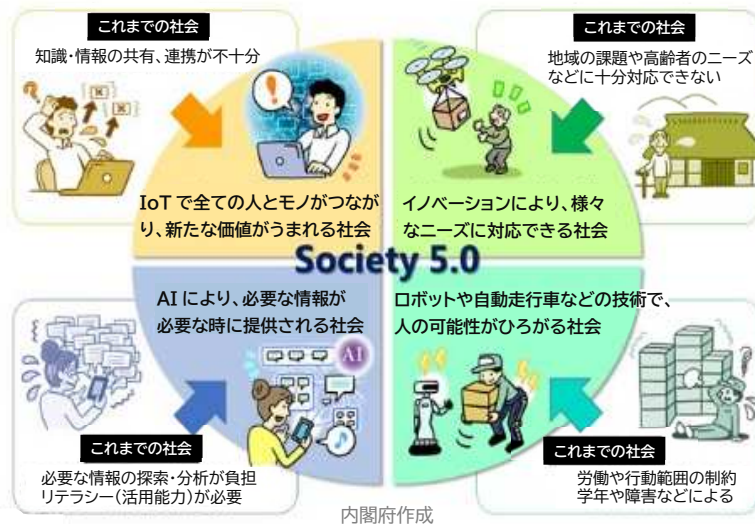
なぜ、授業が変わってきたのか！

授業が変わってきた背景には、社会の変化が関係しています。

情報化・グローバル化の加速度的進展、また、テクノロジーの飛躍的な発達により、社会が大きく早く変化しています。

学校は社会と切り離された存在ではなく、社会の中にあります。

子供達がこれから生きていくために必要な資質や能力を身に付けるためには、こういったグローバル化や急速な情報化、技術革新など社会の変化を見据え、学習指導要領をはじめとし、教育の授業方法も変化していく必要が生じています。

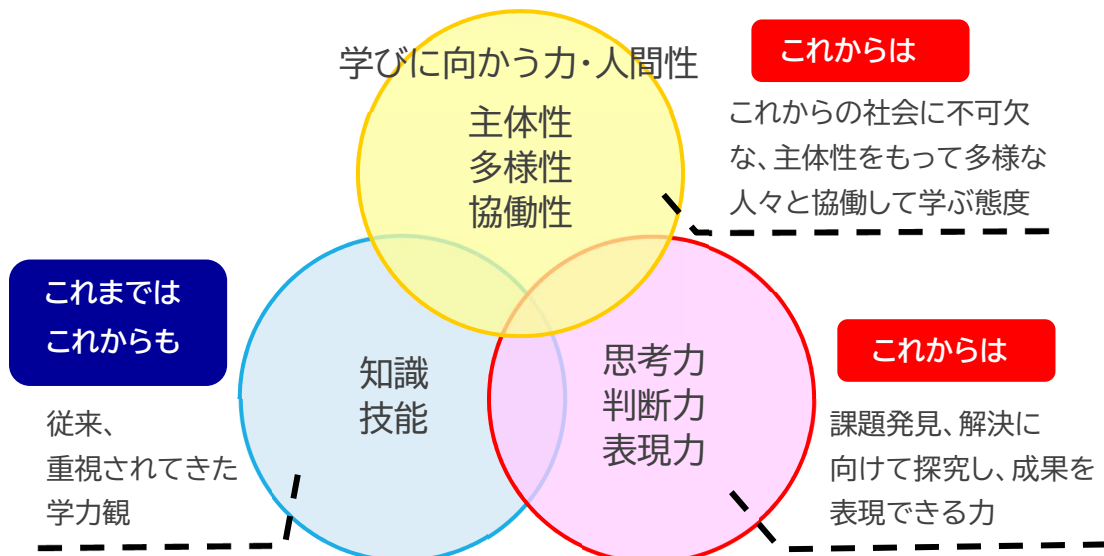


(3) 求められる人材・求められる力

今、求められる人材・求められる力とは！

今、「答えのない問題に対応できる力を持った人」、また、「様々な情報や知識をもとに、新たな価値観を創造できる人」が求められています。

そのためには、従来重視されてきた「知識」や「技能」といった学力に加え、これからの社会で必要不可欠とされる「主体性」「多様性」「協働性」といった学びに向かう力・人間性。また、問題解決に向けた「思考力」「判断力」「表現力」といった力を身に付けることが求められています。



3. 紀の川市立学校適正規模適正配置

(1) 紀の川市教育委員会がめざす学校適正規模適正配置

紀の川市教育委員会では、「一人一人の子供が主語となる学校教育の実現をめざして」子供達には、より多くの考えに触れ、情報の引き出しを沢山持ち、急激に変化する社会に対応できる力を養っていただきたいと考えています。

そのためには、ある一定の児童生徒数・学校規模を有する必要があると考えます。

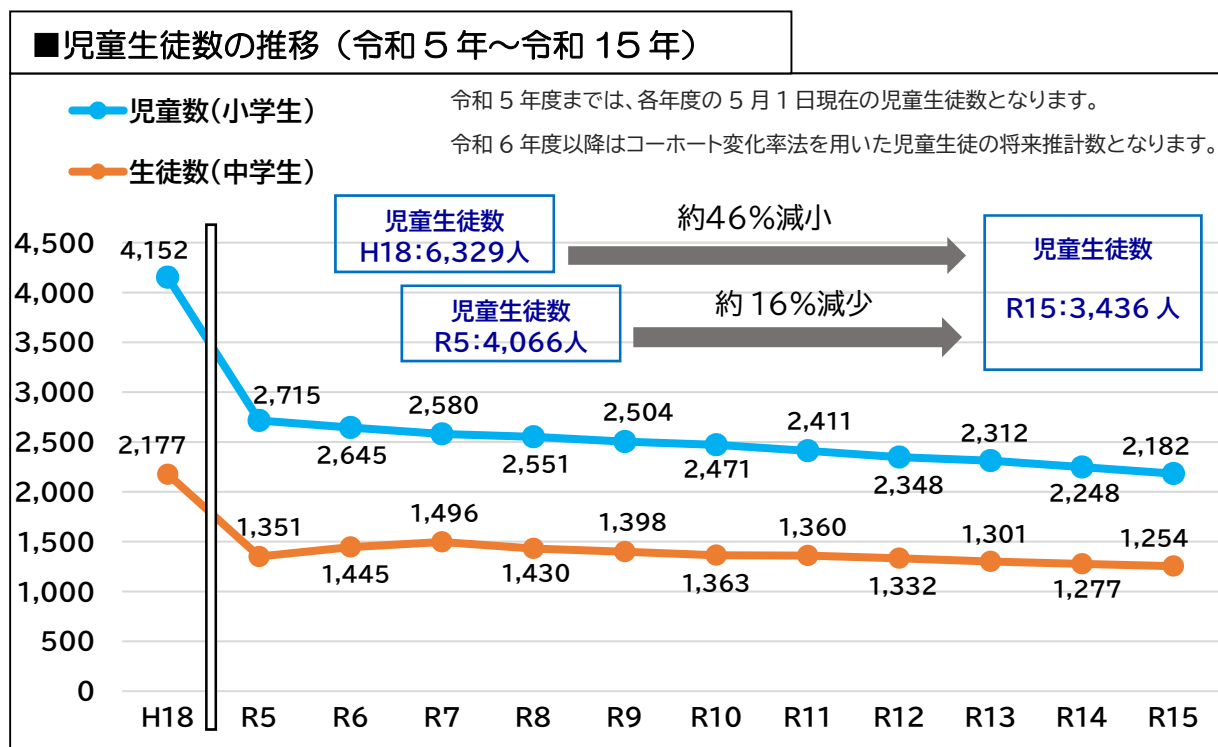
特に、児童の重要な発達段階となる小学校期においては、同年代での対話が重要となるため、より多くの同年代の子供達と触れあえる環境を構築していく必要があると考えます。

(2) 児童生徒数の将来推計

しかし、紀の川市の児童生徒数は年々減少傾向にあり、今後も減少傾向が継続し、今後10年間では児童生徒数が、さらに約16%が減少し、かつ、合併時と比較した場合は約半数にまで減少すると予測されています。

また、この児童生徒数は、近年、地域別による差が生じてきていることで、各学校間における学校規模の差にも繋がり、一部の学校においては、学級単位や学年単位でドッジボールやサッカーが行えない状況も生じ、教育委員会が目指すグループ活動を要した学習体制を構築することが難しくなっています。

教育委員会といたしましては、紀の川市立のどの学校においても、同様な学校規模で子供達が学び・遊び・運動できる教育環境を整備していく必要があると考えています。



(3) 適正規模のあり方

学校は、集団生活の中で学習し、また、遊んだり運動したりすることで育まれる友情を通じて、児童生徒が互いに切磋琢磨しながら、たくましく生き抜くための確かな学力や豊かな心、社会性などを身に付ける場です。しかし、学校規模が小さくなると、きめ細やかな指導が行えるなどメリットもありますが、学校本来の集団教育の良さが生かしくにくい教育環境の場となりかねません。

以上のことを踏まえ、教育委員会といたしましては、1 学校あたり 12 学級から 18 学級を目標とする学校規模と定め、多様な人間関係を通じて、集団のルールを学び、社会性を養うとともに、自らの個性や能力を尊重させることができる学校規模、また、クラス替えにより、児童の人間関係の固定化を防ぐとともに、児童の活力と学校の活性化が図れる学校規模の構築を目指し、学校の統合を軸に学校の再編に取り組んでいきます。

■ 紀の川市教育委員会が目標とする小学校の学校規模 ■

1 学校あたり 12 学級～18 学級（1 学年あたり 2 学級～3 学級）
--

【参考：国が位置付ける小学校の学校規模】

- **適正規模校**：1 学校あたり 12 学級～18 学級
- **小規模校**：1 学校あたり 6 学級～11 学級
- **過小規模校**：1 学校あたり 1 学級～ 5 学級（概ね*複式学級が存在する規模）

※複式学級とは：異なる学年（二つ以上の学年）の児童生徒を一つの学級に編成し、1 人の教師が二つ以上の学年の授業・学習活動を同時に展開している学級のことです。

- ・小学校では二つの学年の児童で編成する学級を 16 人と定めています。
〔ただし、第 1 学年生（1 年生）児童を含む場合は 8 人〕

(4) 適正配置のあり方

紀の川市教育委員会では、適正な学校規模を構築することを目的とするとともに、学校は地域コミュニティ活動の拠点でもあり、また、子供と家庭の通学面での負担軽減や、市の教育行政のあり方等も踏まえ、学校の適正な配置として「旧町単位で拠点となる小学校を少なくとも 1 校を配置することが望ましい」と考え、学校再編に取り組んでいきます。

また、学校の統合にともない通学が遠方となる児童につきましては、通学時間を概ね 1 時間以内と定めスクールバスの導入を検討し進めていきます。

4. 学校適正規模適正配置の効果

紀の川市教育委員会が目指す「子供達が主語となる学習環境」に近づく！

教育委員会では、学校適正規模適正配置に取り組み、学校規模の改善を図ることで、以下のような効果が得られ、教育委員会が目指す「一人一人の子供達が主語となる学習環境」に近づくと考えます。

(1) 集団生活における効果

小学校では、複式学級もしくは単学級が解消され、学級の編成替え（クラス替え）が出来るなど、一定の規模の児童数が確保できることにより、交友関係が広がり、多様なものの見方、考え方にふれる機会が得られます。

児童生徒が相互に刺激し合うという集団生活の良さが生かされ、学年や学校全体に活気が生まれます。

社会性、また、グローバル化により今注目されているコミュニケーション力といった能力を育む機会が増えます。

(2) 学習活動における効果

児童数が増えることで、授業でいろいろな意見を聞くことができ、自分の考えをさらに深めたり高めたりすることに繋がる機会が増えます。

サッカーやドッジボールなどの球技が学校単位ではなく、クラス単位や学年単位で行うことができるようになります。また、合唱・合奏・競技などの学習活動や学芸会、運動会などの学校行事において、一定規模の集団による多様な活動が可能となります。

一定規模の教員数の確保に繋がり、教科担任制や※TT 指導など学習指導の幅が広がるとともに、学校行事等においても多様な活動が実践できます。

※TT 指導：複数の教員がチームとなり、各教師の特性を生かしながら、1 つの子供集団を対象に、指導の全部または一部について共同で責任を負い、協力して指導に当たること

(3) 学校運営における効果

小学校では、複数の教員で学年を運営することにより、授業研究、情報交換などが可能となり、指導方法の広がりや深まりが期待できます。



第2章 第1次実施計画の基本的な考え方

1. 概 要

現在、紀の川市立小学校において、粉河地域における「川原小学校」、また、那賀地域における「上名手小学校」及び「麻生津小学校」の3校において複式学級が存在し、この3校については、今後も児童数が減少されると予測され、同年代による対話や学び合いなどの機会を確保することが非常に厳しい状況となってきました。このことを踏まえ、「川原小学校」については、同じ粉河地域で校区が隣接する「粉河小学校」へ統合。また、「上名手小学校」「麻生津小学校」についても、同じ那賀地域で校区が隣接する「名手小学校」へ統合を行い、授業にグループ活動を取り入れ、子供達が主体となって問題解決に取り組める教育環境の構築に努めていきます。

2. 計画期間

第1次実施計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間と定め、令和10年4月1日開始の学校の再編に向け取り組みます。

ただし、統合される側の小学校において、学校の運営に支障が生じる場合には、計画期間の見直しを検討するものとします。

3. 基礎とした数値

(1) 根拠数値

紀の川市立学校適正規模適正配置を検討するにあたっての児童数については、国が人口の将来推計を行う際にも用いられる「コーホート変化率法」を適用し、令和4年5月1日時点に紀の川市立小学校の普通学級に在籍する児童数を基準に令和15年度までの児童数の将来推計を行い、また、令和4年5月1日の時点で特別支援学級に在籍する児童数を基準に過去5ヶ年の在籍児童数の平均値を求め、児童数の根拠数値としています。

(2) 児童数推計表（基本計画より転記）

学校名		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
粉河小学校	児童数	238	228	217	192	191	176	164	157	158	158	144	138
	学級数	8	8	8	8	7	6	6	6	6	6	6	6
川原小学校	児童数	48	50	42	44	40	38	36	30	32	28	32	32
	学級数	4	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4
名手小学校	児童数	194	171	160	157	158	150	137	141	143	132	125	129
	学級数	6	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6
上名手小学校	児童数	37	40	36	30	29	24	24	19	19	18	17	18
	学級数	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3
麻生津小学校	児童数	23	15	14	14	14	13	14	15	15	15	16	13
	学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3



複式学級が1クラス発生



複式学級が複数発生

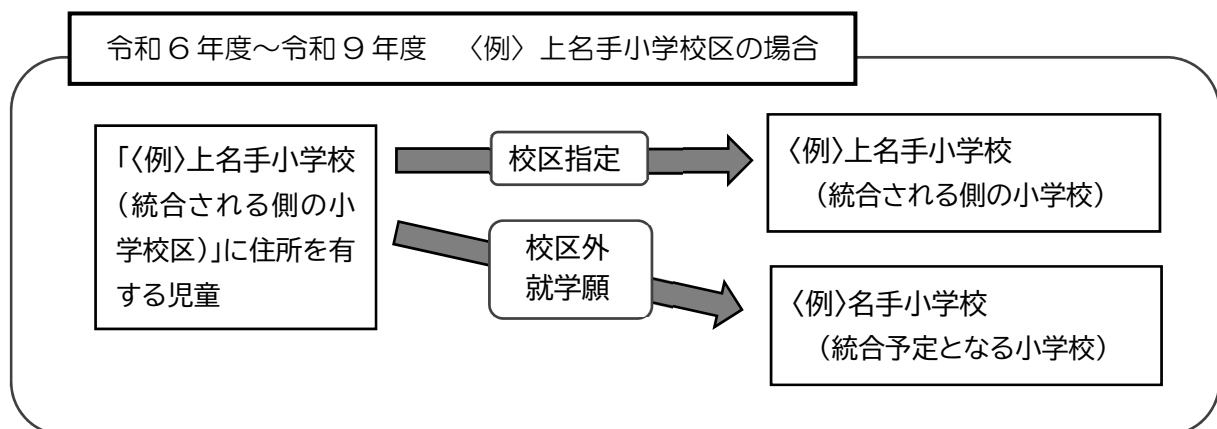
第3章 第1次実施計画の進め方

1. スケジュール

第 1 次実施計画		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	
学校再編の対象児	6 年生	6 年生	6 年生	6 年生	6 年生	6 年生	6 年生	
	5 年生	5 年生	5 年生	5 年生	5 年生	5 年生	5 年生	
	4 年生	4 年生	4 年生	4 年生	4 年生	4 年生	4 年生	
	3 年生	3 年生	3 年生	3 年生	3 年生	3 年生	3 年生	
	2 年生	2 年生	2 年生	2 年生	2 年生	2 年生	2 年生	
	1 年生	1 年生	1 年生	1 年生	1 年生	1 年生	1 年生	
学校運営協議会	説明				統合に向けての検討・協議		統合 (R10.4.1)	
保護者意見交換会	意見交換							
実施計画の策定	計画策定				統合開始に伴う説明会			
保護者説明会(就学前児童含む)		統合に向けての説明会						
住民説明会		統合に向けての説明会				学校跡地の検討		
通学路			通学路の確認及び整備					
スクールバス			導入準備					運行開始
学校間交流		少しずつ交流を開始		交流準備	交流実施			
児童の心のケア						児童の心のケア等を実施		

■ 学校再編に伴う就学指定校変更(校区外就学願)の取扱いについて ■

令和4年度に「紀の川市立学校適正規模適正配置基本計画」を策定し、今後、学校の再編を進めていく旨を示したことにより、統合される側の小学校に、令和5年度より入学した児童は卒業を前に統合を迎えることとなります。本来、入学した学校にて卒業したいと思うのが、児童や保護者の方の願いであると考え、学校再編に伴い入学した学校で卒業することが見込めなくなる児童(上記、黄色マーカー)に限り、令和6年度より統合が計画される令和9年度までの間、従来入学する校区指定校に加え、※「校区外就学願」の申請手続きにより、基本計画(第1次学校再編)にて統合が予定される小学校への入学も選択できることといたしました。



※「校区外就学願」：事前の申請手続きが必要となり、お子様の通学など一定の条件を満たす必要があります。

■ 令和 5 年度の取り組み ■

- ・学校運営協議会説明：第 1 次学校再編の対象となる各学校運営協議会委員の方を対象に、学校再編のあり方について説明会を行いました。

月 日	団体名称	内 容
5 月 24 日（水）	粉河小学校運営協議会	学校再編のあり方について説明
6 月 9 日（金）	麻生津小学校運営協議会	学校再編のあり方について説明
6 月 13 日（火）	名手小学校運営協議会	学校再編のあり方について説明
6 月 16 日（金）	川原小学校運営協議会	学校再編のあり方について説明
6 月 23 日（金）	上名手小学校運営協議会	学校再編のあり方について説明

- ・保護者意見交換会：児童の保護者及び就学前児童の保護者の方を対象に、実施計画の策定に向けた意見交換会を行いました。

月 日	対象校区	内 容
8 月 1 日（火） 19：00～20：20	上名手小学校区	保護者意見交換会
8 月 8 日（火） 19：00～20：00	麻生津小学校区	保護者意見交換会
8 月 24 日（木） 19：00～20：20	川原小学校区	保護者意見交換会
8 月 28 日（月） 19：00～19：50	名手小学校区	保護者意見交換会
8 月 30 日（水） 19：00～19：55	粉河小学校区	保護者意見交換会

- ・学校運営協議会説明：第 1 次学校再編の対象となる各学校運営協議会委員の方を対象に、保護者意見交換会の結果及び実施計画（案）について説明会を行いました。

月 日	団体名称	内 容
10 月 17 日（火）	川原小学校運営協議会	実施計画（案）について説明
11 月 2 日（木）	上名手小学校運営協議会	実施計画（案）について説明
11 月 16 日（木）	名手小学校運営協議会	実施計画（案）について説明
11 月 24 日（金）	麻生津小学校運営協議会	実施計画（案）について説明
12 月 18 日（月）	粉河小学校運営協議会	実施計画（案）について説明

- ・教育委員会における協議検討：教育委員会において紀の川市立学校適正規模適正配置について協議検討をおこないました。

月 日	内 容	
5 月 26 日（金）	教育委員会「懇談会」	就学指定校変更について協議
6 月 23 日（金）	教育委員会「第 6 回定例会」	就学指定校変更について報告
7 月 20 日（木）	教育委員会「懇談会」	学校運営協議会説明結果の報告
9 月 21 日（木）	教育委員会「第 9 回定例会」	実施計画（案）について説明
10 月 19 日（木）	教育委員会「懇談会」	実施計画の進め方について協議
12 月 21 日（木）	教育委員会「第 12 回定例会」	実施計画の議案上程 ⇒ 議決
令和 6 年 1 月 31 日（水）	令和 5 年度第 1 回 紀の川市総合教育会議	紀の川市立学校適正規模適正配置について、市長部局と情報共有を図る

- ・実施計画の策定：令和 4 年度策定の学校適正規模適正配置基本計画を基に、第 1 次学校再編に向けた実施計画を策定しました。

■ 令和6年度～8年度取り組み ■

- ・学校間交流の開始 : 児童が慣れ親しめるように、徐々に学校間交流を行います。
- ・保護者説明会【1】 : 統合が計画される「川原小学校」「上名手小学校」「麻生津小学校」に在学している児童の保護者及び入学を予定している就学前児童の保護者の方を対象に、令和5年度に策定した実施計画を基に、保護者説明会を実施します。
- ・保護者説明会【2】 : 統合を受け入れる側となる「粉河小学校」「名手小学校」に在学している児童の保護者及び入学を予定している就学前児童の保護者の方を対象に、令和5年度に策定した実施計画を基に、保護者説明会を実施します。
- ・自治区説明会 : 「川原小学校区」「上名手小学校区」「麻生津小学校区」にお住まいの自治区住民の方を対象に、令和5年度に策定した実施計画を基に、住民説明会を実施します。

■ 令和8年度取り組み ■

- ・学校間交流の準備 : 学校再編に伴い、統合される小学校に在学する児童の心理的負担の軽減を目的に行う学校間交流の実施に向け、交流事業（合同授業・合同行事）の内容について、教育委員会及び学校再編の対象となる学校間で協議・検討を行っていきます。
- ・スクールバスの導入に向けた準備【1】
学校再編に伴い、通学が遠距離となる児童の通学手段として、スクールバスの導入に向け、予算の確保を行っていきます。

■ 令和9年度取り組み ■

- ・学校間交流の実施 : 学校再編に伴い、統合される小学校に在学する児童の心理的負担の軽減を目的に年間を通じ、より内容の濃い学校間交流事業（合同授業・合同行事）を行っていきます。
- ・スクールバスの導入に向けた準備【2】
令和10年4月1日より、安心・安全な運行が開始できるよう引き続きスクールバスの導入に向け準備を行っていきます。
- ・就学前児童の保護者説明会
学校再編の対象校に入学を予定する新入学児童を対象とした保護者説明会を実施します。
- ・法令等の議案上程 : ①紀の川市教育委員会定例会へ学校再編に関する法令（条例・規則・規程等）についての一部改正案を上程します。
②紀の川市議会定例会へ学校再編に関する法令（条例）についての一部改正案を上程します。

■ 令和10年度取り組み ■

- ・令和10年4月1日より第1次学校再編を開始いたします。
- ・第1次学校再編に伴い、遠距離通学となる児童を対象とした、スクールバスの運行を開始します。
- ・児童の心のケアの充実に努めていきます。

2. 統合に向けての児童に対するケア

学校の統合に際し、「集団にうまくなじめるか」「新しい友人関係が築けるか」「学校規模の違いに対応できるか」など児童が抱く様々な不安を取り除き、新しい学校生活を円滑に迎えられるよう、両校の教員で話し合い、必要と考えられるカリキュラムを設定し、事前に学校間交流事業を合同で行っていくと共に、教育相談員やスクールカウンセラーによる子供達の心のケアに努めていきます。

① 統合前のケア

- ・事前学校間交流事業（合同授業、合同行事等）を実施します。
- ・児童や児童の保護者による事前学校見学会を実施します。
- ・保護者と教職員の事前交流活動などを実施します。
- ・教育委員会による保護者相談会を定期的に開催します。

② 統合後のケア

- ・不安や悩みを抱える児童の不安解消に向け、相談等を行っていきます。
- ・統合前の学校の教員を統合後の学校へ配置できるよう、関係機関と協議を行います。

3. 統合に向けた事前学校間交流について

統合までの期間中に統合対象校同士の連携を図り、子供達の交流の機会を充実させるとともに、PTA 等保護者同士の交流も不可欠であることから、次の事項について検討・協議を行い具体化していきます。

- ・令和 5 年度入学児童より学校再編の対象となることから、学校間の準備が整い次第、令和 6 年度より少しずつ学校間交流を実施し、子供達が慣れ親しめる機会を設けていきます。
- ・学校の統合を控えた令和 9 年度におきましては、授業や校外学習を中心とした交流活動等を、年間を通じ計画的に行うなど、より内容の濃い交流事業に取り組みます。また、その前年となる令和 8 年度中に調査・研究を行い、交流事業が充実するものとなるよう、スケジュール等を調整し各校の連携を図っていきます。

4. 統合に向けての検討・協議事項

学校の統合に伴い必要となる各種の取扱い及び関係事務については、円滑な統合に向けた準備作業を進めるため、学校運営協議会や児童の保護者、また、学校教職員等を交えて十分に協議を行い、具体的な検討を進めていきます。

主な検討・協議事項

- ・学校行事、児童会 等
- ・学校指定用品（制服、体操服、上履き等）等
- ・式典行事（閉校式）等
- ・PTA 組織運営（組織再編、規約、役員選出、運営計画、予算等）等
- ・設備、備品（学校備品、教材備品、学校図書）、予算計画 等
- ・放課後児童対策 等

5. 制服・体操服等について

- ・第1次学校再編により、粉河小学校へ統合される川原小学校の児童は、原則、粉河小学校の制服及び体操服を使用することとなります。（名手小学校を選択する児童は、原則、名手小学校の制服及び体操服を使用することとなります。）
- ・第1次学校再編により、名手小学校へ統合される上名手小学校及び麻生津小学校の児童は、原則、名手小学校の制服及び体操服を使用することとなります。
- ・粉河小学校、名手小学校のいずれの小学校においても、統合される小学校と統合後の小学校の制服の混在を許可するものとします。

6. 学校教育の取り組みについて

紀の川市教育委員会では、教育のテーマを「一人一人の子供が主語となる学校教育の実現をめざして」と掲げ、各小中学校においては、子供達に「生きる力」を育むために、主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善とともに、1人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」とを一体的に充実する教育を推進しています。

また、予測不可能な未来を生きる子供達に、必要な「力」を身につけていけるよう、
 ①豊かな心・たくましい体の育成 ②確かな学力の向上 ③教員の指導力・授業力の向上
 ④特別支援教育の充実 ⑤幼児教育から義務教育への連携 ⑥地域とともにある学校、この6つの項目を教育における重点項目と位置付け、子供の視点での授業づくり、学校づくりをめざしていきます。

7. 通学の手段について

① スクールバスの導入

学校の統合により、新たに通学路の安全を確保すると共に、通学にかかる距離が遠方となる児童については、児童や児童の保護者の方の心理的負担軽減の配慮から、スクールバスを導入し、通学手段を確保します。

また、スクールバスの導入にあたっては、通学距離や運行ルート等について基準を設け、児童や児童の保護者の方にとって安心・安全にバスが運行できるよう、保護者及び学校を交えての話し合いや、他市町村の事例を参考にして具体的な検討・決定を行います。

スクールバス運営形態の事例

運営形態	内 容
①行政直営型	行政が直営で運営する専用スクールバス
②民間委託型	行政が民間事業者に委託して運行する専用スクールバス ※行政がバスを購入して民間事業者に委託する場合を含みます
③路線バス活用型	路線バスを児童生徒の登下校時に活用する併用型バス
④地域コミュニティ型	市民の移動手段として行政が運営又は委託する独自のコミュニティ形態（デマンドタクシー等）

資料：国内におけるスクールバス活用状況調査報告書（文部科学省）より

② スクールバスの運行基準

国が示す通学距離について、小学校では概ね 4 km以内（中学校では概ね 6 km以内）は徒歩（中学校は徒歩と自転車）と示されていますが、今回、紀の川市教育委員会が取り組む学校再編において、小学校の統合により通学距離が遠距離となる児童については、下記基準にてスクールバスによる送迎を検討します。

紀の川市スクールバス運行基準	
スクールバス導入 対象小学校区	川原小学校区・上名手小学校区・麻生津小学校区
通学距離	通学距離 2 kmを超える児童（1 年生～6 年生）

※今後の在籍児童の状況によっては、スクールバスの運用及び基準の見直しを検討する場合があります。

③ スクールバス導入に伴う「安心」「安全」の提供

紀の川市教育委員会では、令和 5 年度より LINE アプリによる車両運行管理システムを導入し、バス停での児童生徒の置き去りや待ちぼうけの防止、また、危険運転の防止に努めております。学校再編におけるスクールバス導入時にも、本システムを継続し、スクールバスの安心・安全な運行に努めていきます。

〈システムの特徴〉

- ・「今どこ？」を押すとバスの位置情報が確認できます。
- ・位置情報は 15 秒ごとに更新され、大きな地図で確認することもできます。
- ・事故等が発生した場合は映像を記録します。
- ・運転管理、危険運転警告機能を備えドライバーに警告を促します。

8. 学校の跡地利活用について

学校跡地・跡施設の利活用については、学校は長い歴史を有し、これまで地域コミュニティの中心的役割を担ってきたことから、単なる教育施設だけでなく、地域においても重要な施設であるため、まちづくりの観点から利活用について調査・研究を行うとともに、地域住民と連携・協力して検討を進めていきます。

9. 地域との交流の継続について

小規模な小学校ほど、地域の支援により教育活動が成り立ってきた状況となっています。地域との交流を継続するため、学校再編後も、教育活動の一環として、その地域に出かけ、地域の人達との交流を図るなど、地域との連携・交流を衰退させない手立てを検討していきます。

10. 統合に向けての質疑応答について

学校の統合が進む過程で、心配事や不安を感じる場合、また、不明な点が生じた場合は、「教育総務課 学校再編推進室」へお問合せいただくことで対応を行います。

- ・電話による問合せ：0736-77-0846（直通）
- ・メールによる問合せ：k150100-001@city.kinokawa.lg.jp

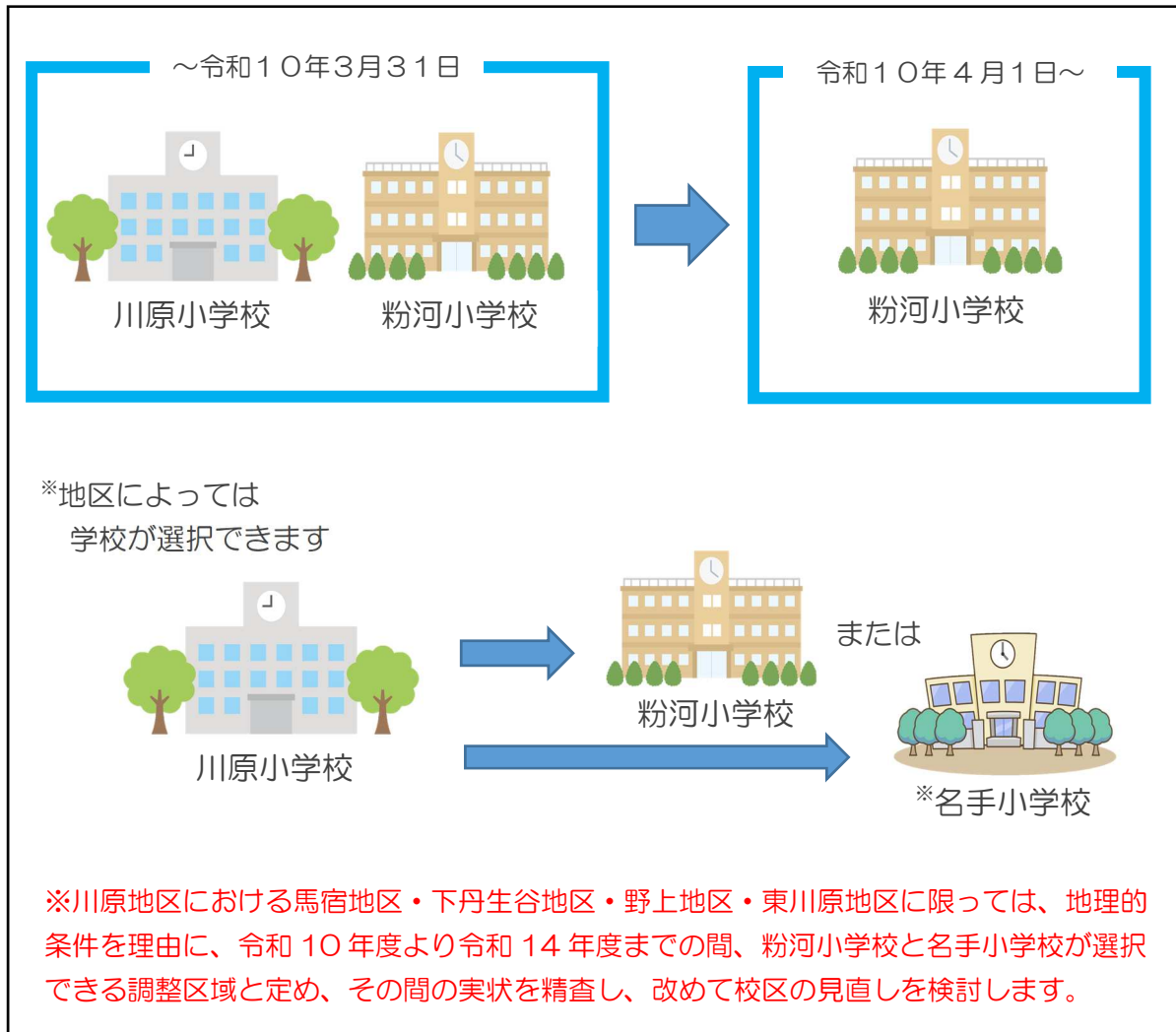
第4章 地域別の進め方

1. 粉河地域の進め方

(1) 計画の進め方

現在、複式学級が存在している「川原小学校」を、同じ粉河地域で校区が隣接する「粉河小学校」へ統合を行い学校規模の改善に取り組みます。

■対象とする小学校：川原小学校



粉河地域における学校の統合については、児童の保護者の方や就学前児童の保護者の方、また、地域住民の方の理解と協力が得られるよう、丁寧に説明を行い進めていきます。

(2) 川原小学校の現状と課題

① 沿革

川原小学校は、明治 12 年に丹生小学校として開校し、昭和 30 年 4 月に町村合併により粉河町立川原小学校となり、さらに、平成 17 年 11 月の町村合併を経て紀の川市立川原小学校と改称。現在創立 144 年。

【川原小学校の沿革】

明治 12 年	3 月	丹生小学校創立
明治 26 年	4 月	川原村立丹生尋常小学校と改称
明治 31 年	4 月	新校舎に移転（野上 122 番地） 西川原分校を置く
明治 31 年	9 月	高等科（4 年生）を併置し、川原尋常小学校と改称
明治 40 年	4 月	西川原分校を廃止
昭和 3 年	11 月	創立 30 周年式典開催
昭和 16 年	4 月	川原国民学校と改称
昭和 22 年	4 月	川原小学校と改称 高等科が廃止され中学校となる
昭和 30 年	4 月	町村合併により川原村立川原小学校から粉河町立川原小学校に改称
昭和 37 年	8 月	プール竣工式
昭和 43 年	9 月	創立 90 周年記念式典開催
昭和 54 年	3 月	創立 100 周年記念式典開催
平成 16 年	4 月	学校給食始まる
平成 17 年	11 月	町村合併により紀の川市誕生 紀の川市立川原小学校と改称
平成 30 年	4 月	複式学級設置（2・3 年）
令和 2 年	4 月	複式学級 2 学級を設置（2・3 年）（4・5 年）

② 川原小学校区における現状と課題

川原小学校については、平成 30 年度に初めて複式学級が存在し、令和 2 年度からは、複数の学年において複式学級が存在する学校規模となっています。今後についても、児童数の減少が継続されるものと予測され、同年代による対話の機会を確保することが難しい状況となっています。また、一部の区域については生活圏が那賀地域に近く、就学前児童においても、粉河保育園と名手保育園に分かれ通園するという状況となっていることから、令和 4 年度に策定した「紀の川市立学校適正規模適正配置基本計画」では、原則、旧町域を超えての校区再編は行わない旨を示しておりますが、川原小学校区においては、旧町域を超えた通学区域の見直しも検討する必要があります。

③ 川原小学校の児童数の推計

【川原小学校】過小規模校

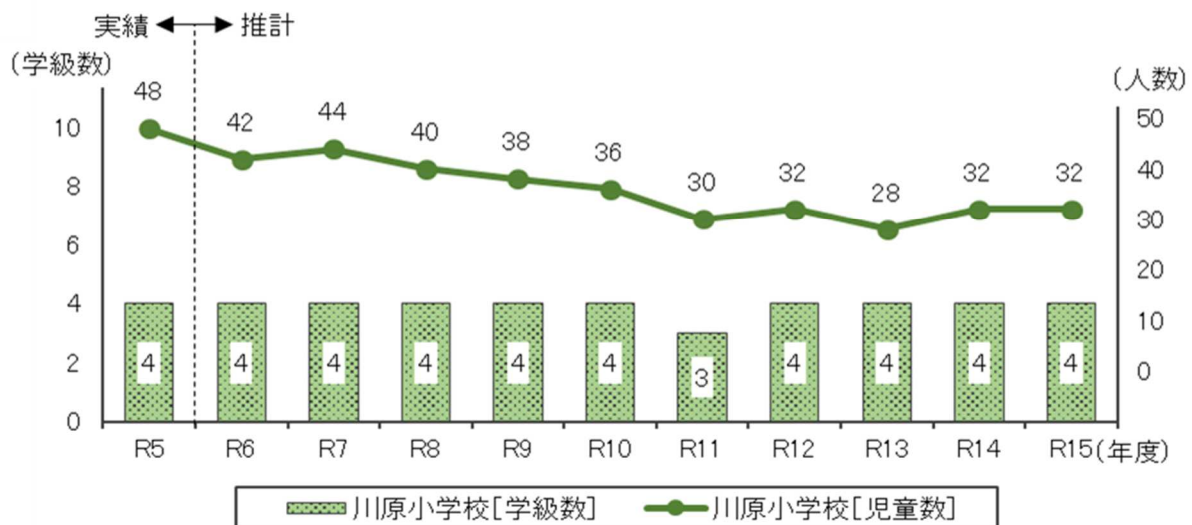
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1年	児童数	10	3	8	2	5	3	5	5	5	5	5
	学級数	1	1	1	1	0.5	0.5	0.5	1	1	1	1
2年	児童数	3	10	3	8	2	5	3	5	5	5	5
	学級数	0.5	1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
3年	児童数	5	5	12	3	9	2	6	3	6	6	6
	学級数	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
4年	児童数	6	9	5	13	3	9	2	6	3	6	6
	学級数	0.5	0.5	0.5	1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
5年	児童数	5	7	8	5	13	3	10	2	6	3	6
	学級数	0.5	0.5	0.5	0.5	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
6年	児童数	8	8	8	9	6	14	4	11	3	7	4
	学級数	1	0.5	1	0.5	1	1	0.5	1	1	1	1
特別支援学級	児童数	11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	児童数	48	42	44	40	38	36	30	32	28	32	32
	学級数	4	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4

※ 令和5年度の児童数は令和5年4月1日現在の人数です。

※ 複式学級が存在する学年

複式学級：小学校では二つの学年の児童で編成する学級を16人と定めています
〔ただし、第1学年（1年生）児童を含む場合は8人〕

■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は令和5年度時点における推計値。

(3) 川原小学校と粉河小学校の統合

① 学校適正規模適正配置に向けた取り組みについて

粉河地域における学校規模の平準化を図るとともに、同年代による対話の機会を確保するため、現在、複式学級が存在する川原小学校の学校規模の改善に取り組みます。初めに川原小学校区の通学区域の見直しを検討し学校規模の改善を計画しましたが、川原小学校区に隣接する粉河小学校、上名手小学校、名手小学校は、いずれも小規模校以下の学校規模となり、今後も児童数の増加が見込み難いことから、川原小学校における学校規模の改善は、通学区域の変更によって解消することは困難であると判断し、同じ粉河地域内で校区が隣接する粉河小学校への統合を軸に学校規模の改善に取り組んでいきます。

また、学校の再編を進めるにあたり、川原小学校区における一部の地域については、地理的条件により、粉河小学校と名手小学校を選択できる方向で検討し進めてまいります。

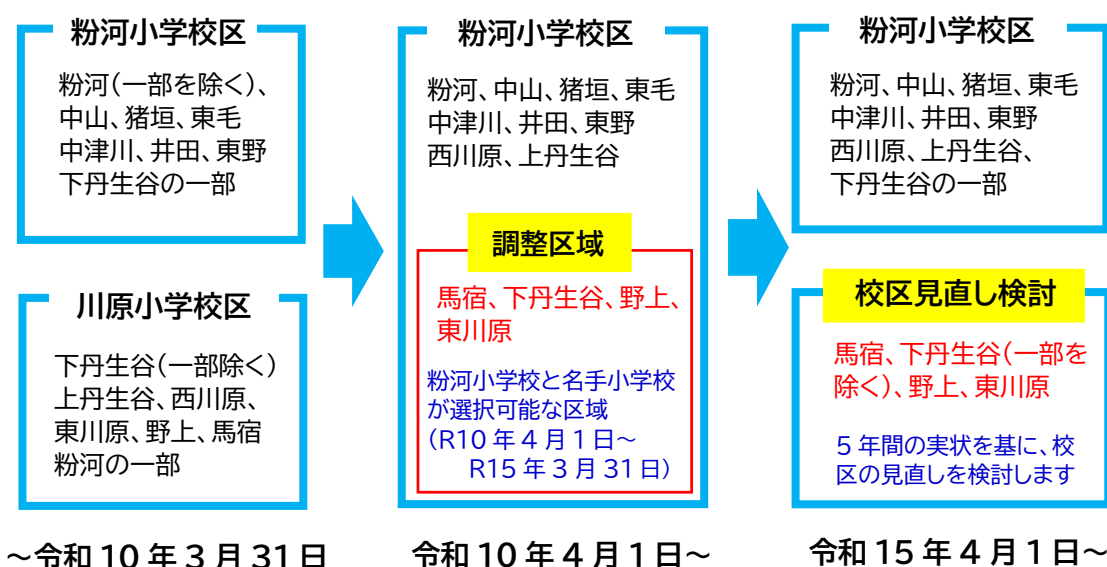
② 統合の時期

令和 10 年 3 月 31 日をもって川原小学校を廃止し、同年 4 月 1 日より粉河小学校との統合を開始します。

ただし、統合される側の川原小学校において学校の運営に支障が生じる場合には、計画期間の見直しを検討するものとします。

③ 校区見直しの検討

川原小学校区における馬宿、下丹生谷、野上、東川原地区については、一定期間（令和 10 年度～令和 14 年度）、粉河小学校と名手小学校が選択できる調整区域を設け、実状を精査し、改めて、校区の見直しを検討していきます。



④ 粉河小学校の児童数の推計

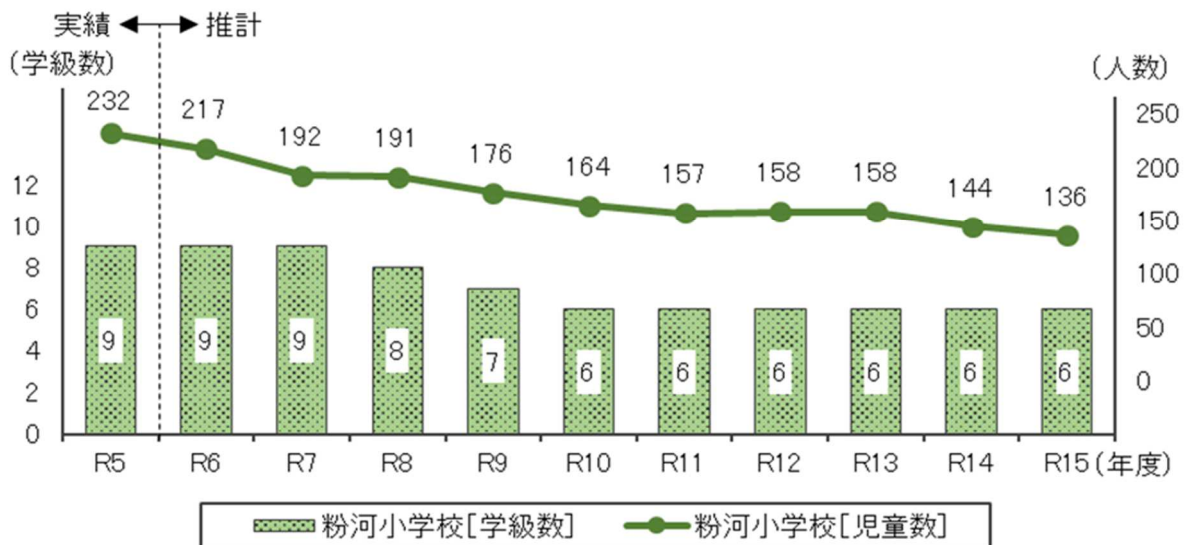
【粉河小学校】小規模校

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1年	児童数	30	23	21	31	27	23	23	22	21	20	19
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2年	児童数	30	30	23	22	32	27	24	24	23	21	20
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3年	児童数	40	34	30	23	22	32	27	24	24	23	21
	学級数	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4年	児童数	31	45	37	33	24	24	35	29	26	25	24
	学級数	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
5年	児童数	46	36	44	37	33	24	24	34	29	26	25
	学級数	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
6年	児童数	34	49	37	45	38	34	24	25	35	29	27
	学級数	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
特別支援学級	児童数	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	児童数	232	217	192	191	176	164	157	158	158	144	136
	学級数	9	9	9	8	7	6	6	6	6	6	6

※ 令和5年度の児童数は令和5年4月1日現在の人数です。

※ 「○」は基本計画からの訂正箇所となります（誤：1 ⇒ 正：2）。

■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は現時点における推計値。

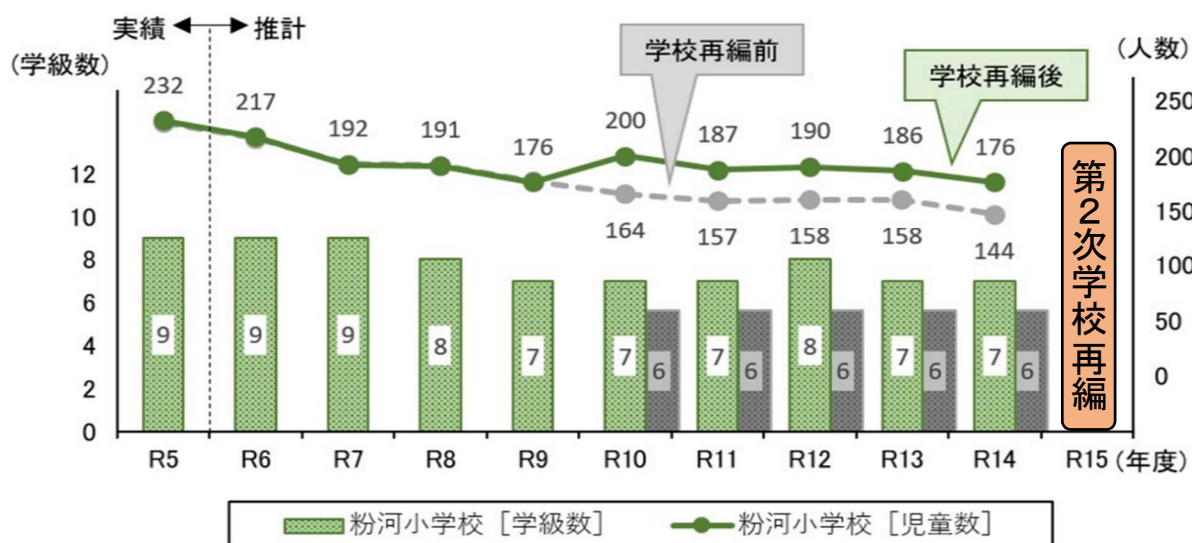
⑤ 第1次学校再編後の児童数の推計

【粉河小学校（粉河小学校＋川原小学校）】小規模校

		R10	R11	R12	R13	R14	R15
1年	児童数	26	28	27	26	25	第2次学校再編
	学級数	1	1	1	1	1	
	1クラスあたり	26	28	27	26	25	
2年	児童数	32	27	29	28	26	
	学級数	1	1	1	1	1	
	1クラスあたり	32	27	29	28	26	
3年	児童数	34	33	27	30	29	
	学級数	1	1	1	1	1	
	1クラスあたり	34	33	27	30	29	
4年	児童数	33	37	35	29	31	
	学級数	1	2	1	1	1	
	1クラスあたり	33	18～19	35	29	31	
5年	児童数	27	34	36	35	29	
	学級数	1	1	2	1	1	
	1クラスあたり	27	34	18	35	29	
6年	児童数	48	28	36	38	36	
	学級数	2	1	2	2	2	
	1クラスあたり	24	28	18	19	18	
合計	児童数	200	187	190	186	176	
	学級数	7	7	8	7	7	

※引き続き、適正規模校の構築を目指し、第2次学校再編に取り組んでいきます。

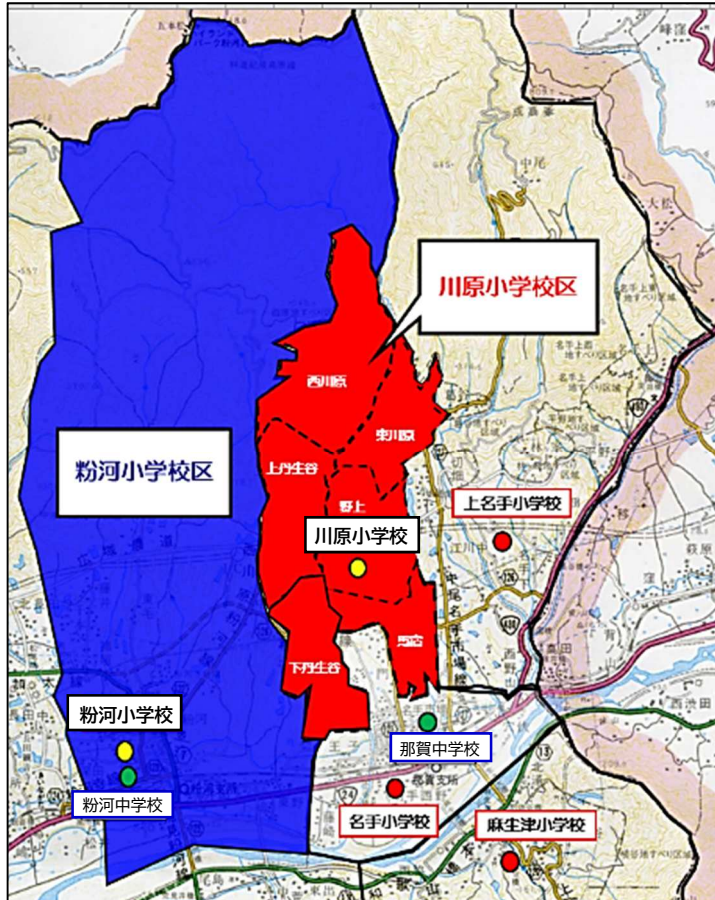
■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は令和5年度時点における推計値。

(4) 通学区域のあり方

① 現状の通学区域



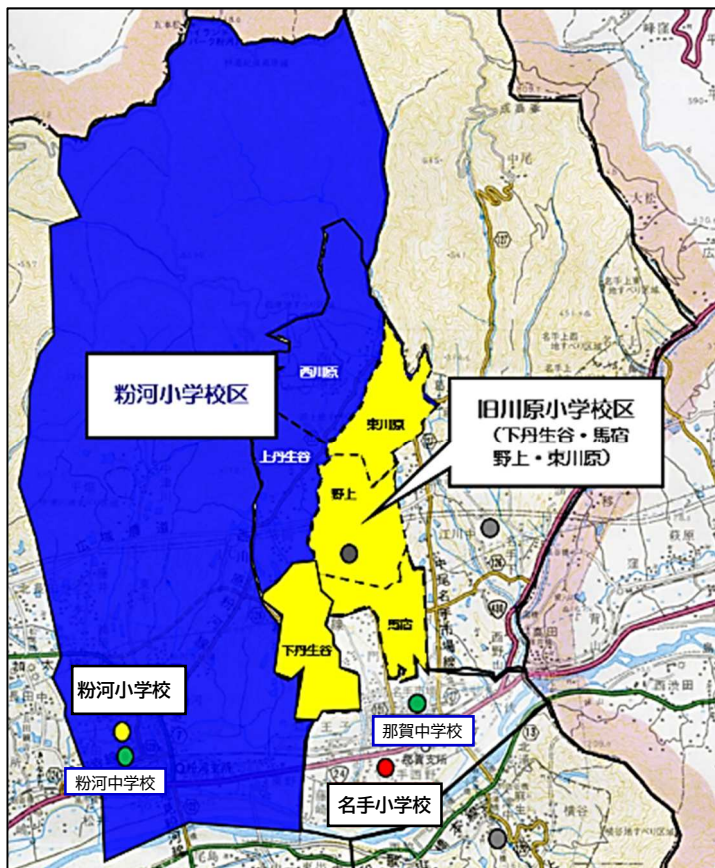
【川原小学校区】

下丹生谷（一部を除く）
上丹生谷、西川原、東川原
野上、馬宿、粉河の一部

【粉河小学校区】

粉河（一部を除く）
中山、猪垣、東毛、中津川
井田、東野、下丹生谷の一部

② 学校再編後の通学区域



【粉河小学校区】

粉河、中山、猪垣、東毛
中津川、井田、東野
上丹生谷、西川原
※馬宿、※下丹生谷、※野上
※東川原

※川原小学校区における馬宿・下丹生谷・野上・東川原地区については、令和10年度より、第2次学校再編が実施される令和14年度までの期間に限り、粉河小学校と名手小学校の選択が可能な調整区域とし、その期間の実状を精査し、改めて校区の見直しを検討するものとします。

(5) 通学手段について

川原小学校を粉河小学校へ統合するにあたり、通学が遠距離となる児童についてはスクールバスによる送迎を検討いたします。

① スクールバス運行基準

	紀の川市スクールバス運行基準
通学距離	通学距離 2 kmを超える児童（1 年生～6 年生）

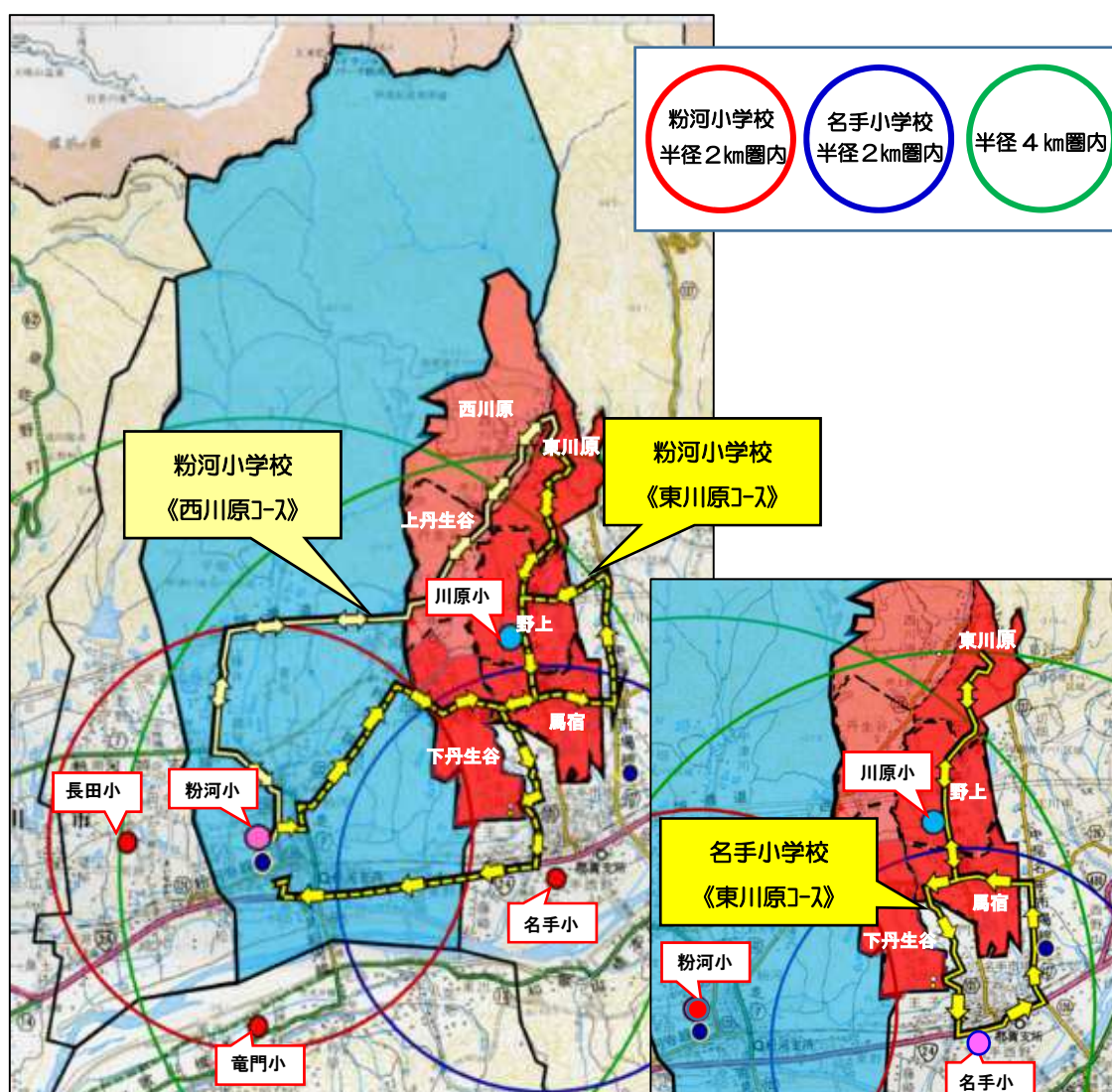
※統合される側の小学校区（川原小学校・上名手小学校・麻生津小学校）に限り、スクールバスの導入を検討します。

※アンケート調査(R3 実施)の結果等を参考に、紀の川市独自の基準として通学距離 2 kmを基準とします。〔国の通学基準（小学生）では、概ね 4 km以内は徒歩〕

※今後の在籍児童の状況によっては、スクールバスの運用及び基準の見直しを検討する場合があります。

② スクールバスの運行ルート

運行ルート	対象校	主な対象区域
西川原コース	粉河小学校	上丹生谷、西川原
東川原コース	粉河小学校 ※名手小学校	馬宿、下丹生谷、野上、東川原 (※名手小学校を選択できる区域は上記 4 地区に限る)



③ 川原小学校区におけるスクールバス導入計画

《粉河小学校へ通学する児童》

令和5年4月調査時の1歳児から6歳児を基に、川原小学校区におけるスクールバス導入計画を作成しています。

粉河小学校への通学を予定している児童は、利用する最寄りのバス停によりコース（「西川原コース」または「東川原コース」）が選択できます。また、粉河小学校への通学を予定する川原小学校区の児童については、全ての児童が通学距離2kmを超えると推測されますので、原則、スクールバスによる通学となります。

《名手小学校へ通学する児童》

令和5年4月調査時の1歳児から6歳児を基に、川原小学校区におけるスクールバス導入計画を作成しています。

川原小学校区にて住所を有する「馬宿」「下丹生谷」「野上」「東川原」の4地区の児童に限り、地理的条件を理由に、令和10年度（令和10年4月1日）より令和14年度（令和15年3月31日）までの5年間においては、粉河小学校と名手小学校が選択できる調整区域とする方向で検討を進めていることから、この4地区に住所を有する児童は、粉河小学校に加え名手小学校も選択することが可能となります。

名手小学校を選択する児童の通学については、スクールバス運行基準（通学距離2kmを超える場合）に則り、*通学距離2kmを超える児童を対象にスクールバスの送迎を行います。

ただし、児童の発達段階、体力面、地理的条件、交通等の安全確保の観点から、スクールバスの必要性があると判断される場合は、スクールバス運行基準を満たさない場合でも、スクールバスによる通学を検討するものいたします。

※「名手小学校：東川原コース」における通学距離については、市道「粉河・那賀線」を2kmのひとつの目安とし計画しています。

【粉河小学校:西川原コース】

■ スクールバス導入計画表 ■

以下の導入計画は、粉河小学校までの「西川原コース」となります。
対象とする区域の児童は、主に上丹生谷・西川原地区の児童となります。

【スクールバス導入計画】 ■第1次実施計画■(R6～R10)						
運行ルート	対象地区	児童数（1歳児～6歳児：R5年4月調査）				
		地区別	児童全員		スクールバス 運行基準	
《粉河小学校》					通学距離2km以上	
【粉河小】 西川原コース 〈粉河小－西川原〉	上丹生谷	5人	1年生	3人	1年生	3人
	西川原	2人	2年生	1人	2年生	1人
	下丹生谷	1人	3年生	0人	3年生	0人
	東川原	1人	4年生	3人	4年生	3人
			5年生	0人	5年生	0人
			6年生	2人	6年生	2人
	合計	9人	合計	9人	合計	9人
	スクールバス導入台数 (マイクロ28人乗車・ミニバス13人乗車)				車種	台数
				ミニバス	1台	

■ スクールバス運行ルート及び停留所・発着時刻表 ■

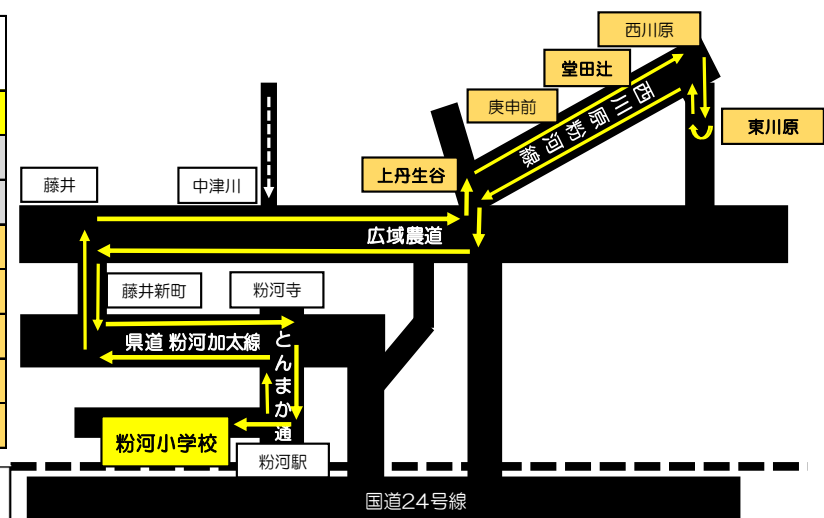
スクールバスの通学ルートについては、基本、市コミュニティバス等のバス停を併用したルート方式により、児童の送迎を計画しています。

通学にかかる時間は、登下校ともに約 25 分を予定しています。

また、下校時は低学年（1 年～3 年）と高学年（4 年～6 年）で下校する時間が異なるため、低学年と高学年の 2 回に分け送る計画としています。

登校		下校 (例：高学年)	
東川原	7:35	粉河小	15:45
西川原	7:37	中津川	15:56
堂田辻	7:39	藤井	
庚申前	7:42	上丹生谷	16:00
上丹生谷	7:45	庚申前	16:03
中津川	7:49	堂田辻	16:06
藤井		西川原	16:08
粉河小	8:00	東川原	16:10

市コミュニティバスのバス停を併用



【粉河小学校:東川原コース】

■ スクールバス導入計画 ■

以下の導入計画は、粉河小学校までの「東川原コース」となります。

対象とする区域の児童は、主に馬宿、下丹生谷、野上、東川原地区の児童となります。

【スクールバス導入計画】 ■第1次実施計画■ (R6～R10)						
運行ルート	対象地区	児童数 (1歳児～6歳児：R5年4月調査)				
		地区別	児童全員		スクールバス 運行基準	
《粉河小学校》					通学距離2km以上	
【粉河小】 東川原コース 〈粉河小－東川原〉	馬宿	14人	1年生	3人	1年生	3人
	下丹生谷	4人	2年生	2人	2年生	2人
	丹生学園	5人	3年生	4人	3年生	4人
	野上	3人	4年生	4人	4年生	4人
	東川原	1人	5年生	3人	5年生	3人
			6年生	11人	6年生	11人
	合計	27人	合計	27人	合計	27人
スクールバス導入台数 (マイクロ28人乗車・ミニバス13人乗車)					車種	台数
					マイクロ	1台

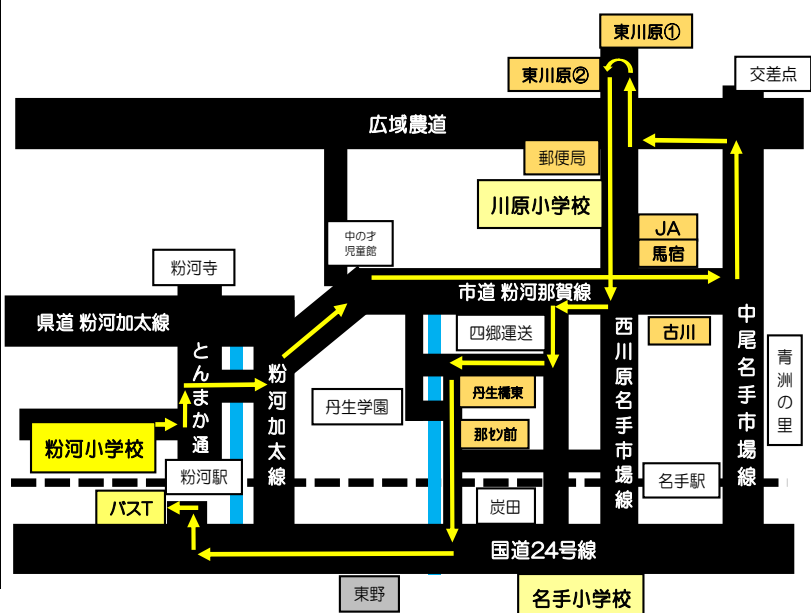
■ スクールバス運行ルート及び停留所・発着時刻表 ■

スクールバスの通学ルートについては、基本、市コミュニティバス等のバス停を併用したルート方式により、児童の送迎を計画しています。

通学にかかる時間は、登下校ともに約40分を予定しています。

また、下校時は低学年(1年～3年)と高学年(4年～6年)で下校する時間が異なるため、低学年と高学年の2回に分け送る計画としています。

登校		下校 (例：高学年)	
中の才児童館	(7:17)	粉河小	15:45
古川	7:22	中の才児童館	(15:55)
東川原①	7:28	古川	15:58
東川原②	7:30	東川原①	16:04
郵便局	7:32	東川原②	16:06
川原小	7:34	郵便局	16:08
JA	7:36	川原小	16:10
馬宿	7:38	JA	16:12
丹生橋東	7:43	馬宿	16:14
那セン前	7:45	丹生橋東	16:19
東野	(7:50)	那セン前	16:21
バスT	7:55	東野	(16:26)
粉河小	8:00		
那セン前:那賀総合センター前			
古川バス停:西川原名手市場線及び中尾名手市場線の間地を予定			



【名手小学校:東川原コース】

■ スクールバス導入計画 ■

以下の導入計画は、名手小学校までの「東川原コース」となります。

対象とする区域の児童は、地理的条件を理由に、馬宿、下丹生谷、野上、東川原地区の児童に限り、名手小学校が選択できる方向で検討を進めています。

【スクールバス導入計画】 ■第1次実施計画■(R6～R10)						
運行ルート	対象地区	児童数（1歳児～6歳児：R5年4月調査）				
		地区別	児童全員		スクールバス 運行基準	
《名手小学校》					通学距離2km以上	
東川原コース 〈名手小－川原〉	馬宿	14人	1年生	3人	1年生	1人
	下丹生谷	4人	2年生	3人	2年生	2人
	丹生学園	5人	3年生	4人	3年生	1人
	野上	3人	4年生	4人	4年生	0人
	東川原	2人	5年生	3人	5年生	2人
			6年生	11人	6年生	4人
	合計	28人	合計	28人	合計	10人
	スクールバス導入台数 (マイクロ28人乗車・ミニバス13人乗車)				車種	台数
				ミニバス	1台	

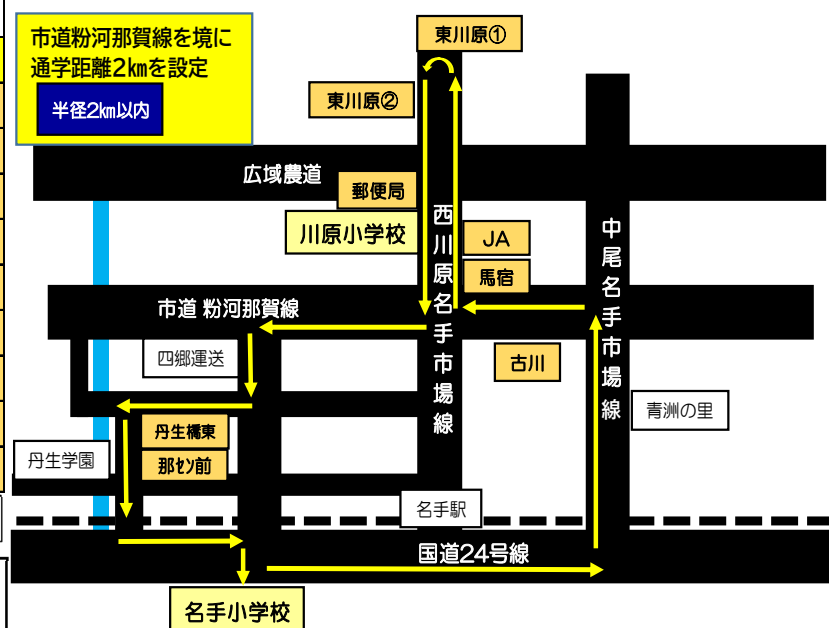
■ スクールバス運行ルート及び停留所・発着時刻表 ■

スクールバスの通学ルートについては、基本、市コミュニティバス等のバス停を併用したルート方式により、児童の送迎を計画しています。

通学にかかる時間は、登下校ともに約 30 分を予定しています。

また、下校時は低学年（1 年～3 年）と高学年（4 年～6 年）で下校する時間が異なるため、低学年と高学年の 2 回に分け送る計画としています。

登校		下校 (例：高学年)	
古川	7:34	名手小	15:45
東川原①	7:40	古川	15:52
東川原②	7:42	馬宿	15:53
郵便局	7:44	JA	15:55
川原小	7:45	川原小	15:57
JA	7:47	郵便局	15:58
馬宿	7:49	東川原①	16:04
丹生橋東	7:54	東川原②	16:06
那セン前	7:56	丹生橋東	16:14
名手小	8:00	那セン前	16:16
那セン前:那賀総合センター前			
古川バス停:西川原名手市場線及び中尾名手市場線の間地を予定			

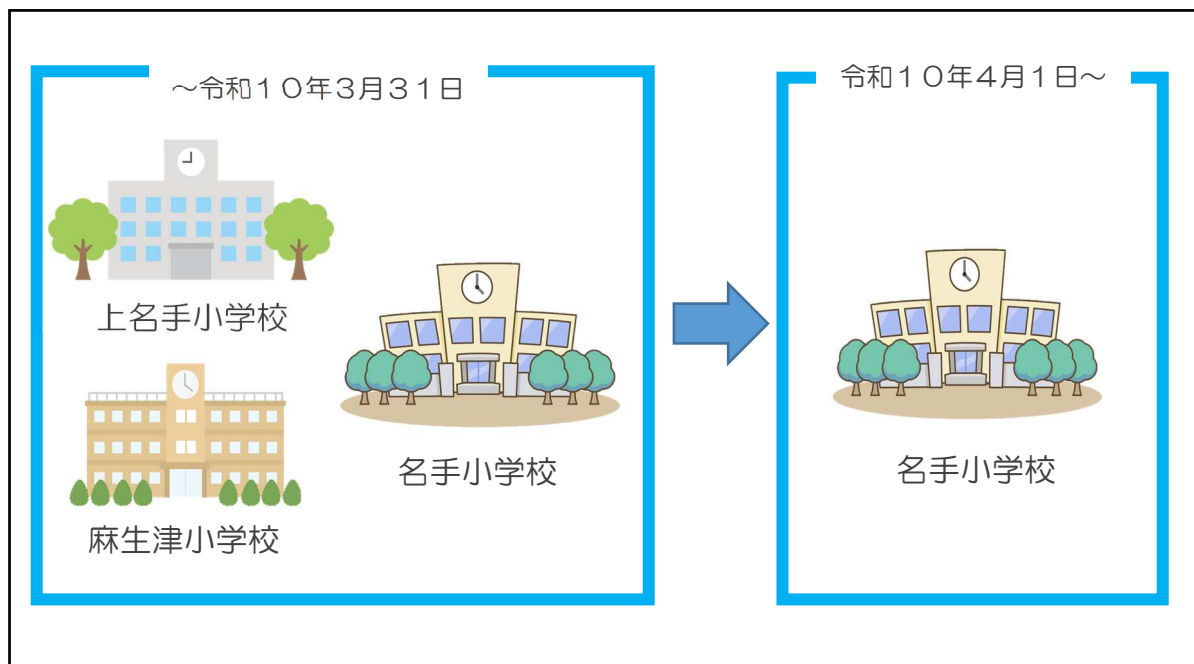


2. 那賀地域の進め方

(1) 計画の進め方

現在、複式学級が存在している「上名手小学校」及び「麻生津小学校」を、同じ那賀地域で校区が隣接する「名手小学校」へ統合を行い、学校規模の改善に取り組みます。

■対象とする小学校：上名手小学校
麻生津小学校



那賀地域における学校の統合については、児童の保護者の方や就学前児童の保護者の方、また、地域住民の方の理解と協力が得られるよう、丁寧に説明を行い進めていきます。

(2) 上名手小学校の現状と課題

① 沿革

上名手小学校は、明治 38 年に上名手尋常小学校及び上名手第二尋常小学校の 2 校が合併し、上名手尋常小学校を設置する。昭和 30 年 4 月に町村合併により那賀町立上名手小学校となり、さらに、平成 17 年 11 月の町村合併を経て紀の川市立上名手小学校と改称。現在創立 118 年。

【上名手小学校の沿革】

明治 38 年	5 月	上名手尋常小学校及び上名手第二尋常小学校の 2 校が合併し 上名手尋常小学校を設置する。同時に名手上分教場を設置。
明治 39 年	10 月	校舎移転
昭和 11 年	11 月	分教場落成式（名手上 191 番地へ移転）
昭和 16 年	4 月	上名手国民学校と改称
昭和 17 年	4 月	応神青年学校開校 本校に併設の、上名手村立上名手青年学校は閉校し移管
昭和 22 年	4 月	上名手村立上名手小学校と改称 高等科が廃止され中学校となる
昭和 30 年	7 月	町村合併により上名手村立上名手小学校から那賀町立上名手 小学校に改称
昭和 34 年	7 月	プール竣工（創立 85 周年記念プール竣工落成）
平成 3 年	4 月	新校舎完成
平成 12 年	4 月	名手上分校休校
平成 14 年	4 月	学校給食始まる
平成 16 年	5 月	百周年記念式典（合併百周年記念式典を挙げる）
平成 17 年	11 月	町村合併により紀の川市誕生 紀の川市立上名手小学校と改称
平成 20 年	3 月	名手上分校が廃校となる
平成 26 年	4 月	複式学級設置（2・3 年）
平成 30 年	4 月	複式学級 2 学級を設置（2・3 年）（5・6 年）

② 上名手小学校区における現状と課題

上名手小学校については、平成 26 年度に初めて複式学級が存在し、また、平成 30 年度からは、複数の学年において複式学級が存在する学校規模となっています。今後についても、児童数の減少が継続されるものと予測され、令和 7 年度以降においては、全ての学年が複式学級となってくることが予測されております。また、10 年後の令和 15 年度においては、令和 6 年度（5 月 1 日時点）の児童数 41 名が 18 名まで減少（約 56%の減少）すると予測されており、今後、ますます同年代による対話の機会を確保することが難しい状況となってきます。

③ 児童数の推計

【上名手小学校】過小規模校

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1年	児童数	6	2	3	3	1	5	2	2	2	2	2
	学級数	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
2年	児童数	5	7	2	3	3	1	5	2	2	2	2
	学級数	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
3年	児童数	6	5	7	2	3	3	1	5	2	2	2
	学級数	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
4年	児童数	4	7	6	8	3	4	4	2	6	3	3
	学級数	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
5年	児童数	9	5	7	6	8	3	4	4	2	6	3
	学級数	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
6年	児童数	6	10	5	7	6	8	3	4	4	2	6
	学級数	1	1	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
特別支援学級	児童数	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	児童数	41	36	30	29	24	24	19	19	18	17	18
	学級数	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3

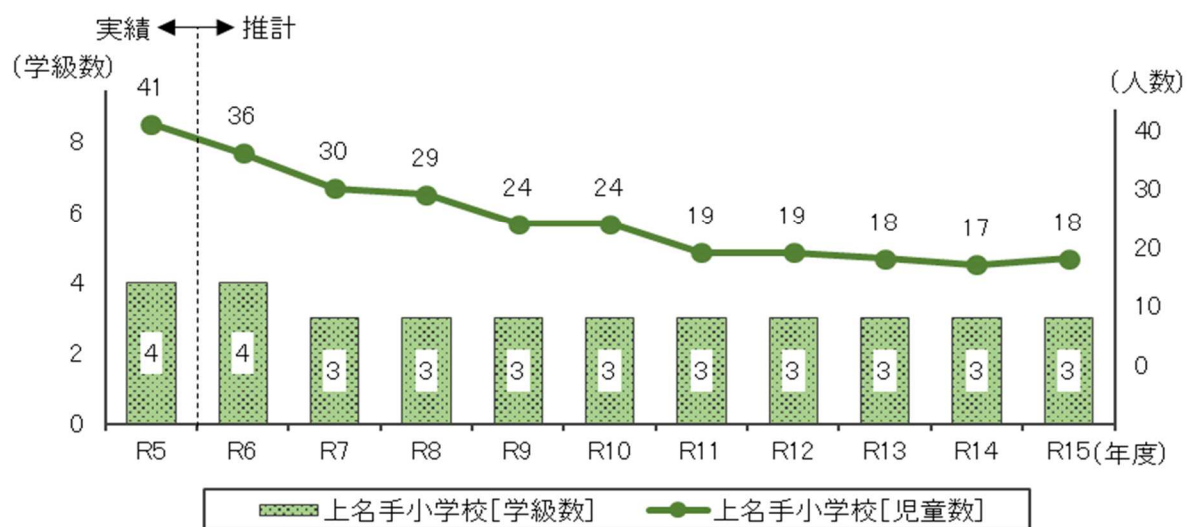
※ 令和5年度の児童数は令和5年4月1日現在の人数です。

※ 複式学級が存在する学年

複式学級：小学校では二つの学年の児童で編成する学級を16人と定めています。

〔ただし、第1学年（1年生）児童を含む場合は8人〕

■ 学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は令和5年度時点における推計値。

(3) 上名手小学校と名手小学校の統合

① 学校適正規模適正配置に向けた取り組みについて

那賀地域における学校規模の平準化を図るとともに、同年代による対話の機会を確保するため、現在、複式学級が存在する上名手小学校の学校規模の改善に取り組めます。初めに上名手小学校区の通学区域の見直しを検討し学校規模の改善を計画しましたが、上名手小学校区に隣接する名手小学校、川原小学校は、いずれも小規模校以下の学校規模となり、今後も児童数の増加が見込み難いことから、上名手小学校における学校規模の改善は、通学区域の変更によって解消することは困難であると判断し、同じ那賀地域内で校区が隣接する名手小学校への統合を軸に学校規模の改善に取り組んでいきます。

② 統合の時期

令和 10 年 3 月 31 日をもって上名手小学校を廃止し、同年 4 月 1 日より名手小学校との統合を開始します。

ただし、統合される側の上名手小学校において、学校の運営に支障が生じる場合には、計画期間の見直しを検討するものとします。

(4) 麻生津小学校の現状と課題

① 沿革

麻生津小学校は、明治6年に北涌小学校として創立する。昭和30年4月に町村合併により那賀町立麻生津小学校となり、さらに、平成17年11月の町村合併を経て紀の川市立麻生津小学校と改称。現在創立150年。

【麻生津小学校の沿革】

明治 6 年	9 月	北涌小学校（前身）創立
明治 22 年	7 月	北涌尋常小学校から麻生津尋常小学校に改称
大正 12 年		全校 11 学級 尋、高合計 592 名
昭和 6 年	8 月	大日本少年野球全国優勝
昭和 16 年	4 月	麻生津国民学校と改称
昭和 22 年	4 月	麻生津小学校と改称
昭和 22 年	5 月	高等科を廃止し、麻生津中学校となる
昭和 30 年	7 月	町村合併により那賀町立麻生津小学校と改称
昭和 32 年	8 月	郡内最初のプールが完成
昭和 32 年	11 月	創立 80 周年記念式典竣工式
昭和 52 年	2 月	創立百周年記念式典を挙行
昭和 55 年	10 月	麻生津小学校をよくする会発足
平成 5 年	4 月	新校舎起工式
平成 6 年	1 月	新校舎竣工式
平成 14 年	4 月	学校給食始まる
平成 17 年	11 月	町村合併により紀の川市誕生 紀の川市立麻生津小学校と改称
平成 28 年	4 月	複式学級設置（2・3 年）
平成 29 年	4 月	複式学級 2 学級を設置（2・3 年）（4・5 年）

② 麻生津小学校区における現状と課題

麻生津小学校においては、平成28年度に初めて複式学級が存在し、また、翌、平成29年度からは、複数の学年において複式学級が存在する学校規模となり、現在は全ての学年で複式学級が存在する状況となっています。今後の児童数についても、全校児童数が15人前後で推移していくものと予測され、学校規模の改善が急務となっています。

③ 児童数の推計

【麻生津小学校】過小規模校

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1 年	児童数	1	2	2	1	4	4	2	2	2	2	1
	学級数	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
2 年	児童数	3	1	2	2	1	4	4	2	2	2	2
	学級数	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
3 年	児童数	5	3	1	2	2	1	4	4	2	2	2
	学級数	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
4 年	児童数	1	5	3	1	2	2	1	4	4	2	2
	学級数	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
5 年	児童数	2	1	5	3	1	2	2	1	4	4	2
	学級数	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
6 年	児童数	4	2	1	5	3	1	2	2	1	4	4
	学級数	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
特別支援学級	児童数	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	児童数	16	14	14	14	13	14	15	15	15	16	13
	学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

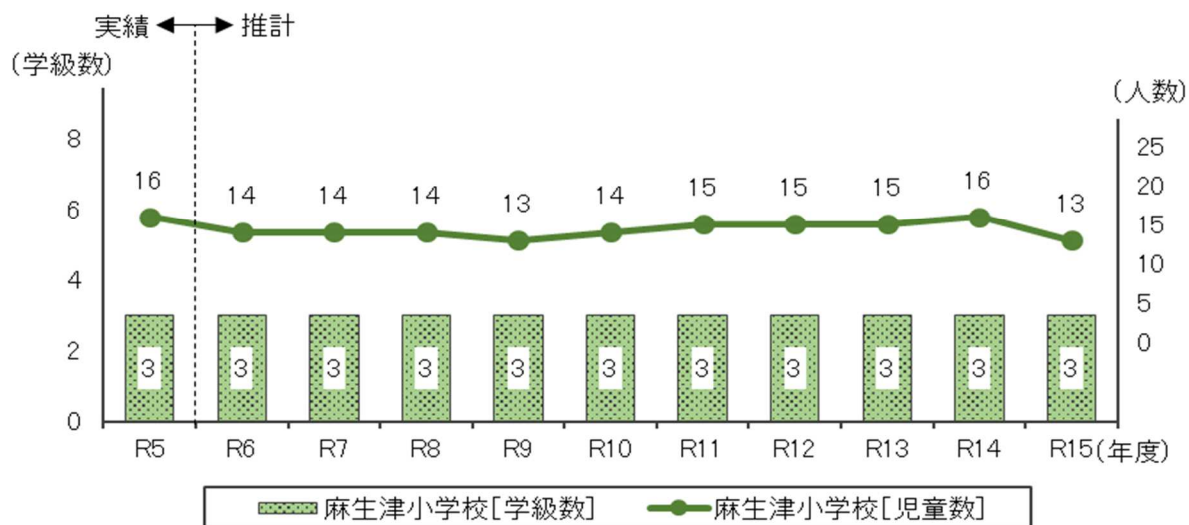
※ 令和 5 年度の児童数は令和 5 年 4 月 1 日現在の人数です。

※ 複式学級が存在する学年

複式学級：小学校では二つの学年の児童で編成する学級を 16 人と定めています。

〔ただし、第 1 学年（1 年生）児童を含む場合は 8 人〕

■ 学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は令和 5 年度時点における推計値。

(5) 麻生津小学校と名手小学校の統合

① 学校適正規模適正配置に向けた取り組みについて

那賀地域における学校規模の平準化を図るとともに、同年代による対話の機会を確保するため、現在、複式学級が存在する麻生津小学校の学校規模の改善に取り組めます。初めに麻生津小学校区の通学区域の見直しを検討し学校規模の改善を計画しましたが、麻生津小学校区に隣接する名手小学校、竜門小学校は、いずれも小規模校以下の学校規模となり、今後も児童数の増加が見込み難いことから、麻生津小学校における学校規模の改善は、通学区域の変更によって解消することは困難であると判断し、同じ那賀地域内で校区が隣接する名手小学校への統合を軸に学校規模の改善に取り組んでいきます。

② 統合の時期

令和10年3月31日をもって麻生津小学校を廃止し、同年4月1日より名手小学校との統合を開始します。

ただし、統合される側の麻生津小学校において、学校の運営に支障が生じる場合には、計画期間の見直しを検討するものとします。

(6) 「上名手小学校」及び「麻生津小学校」と「名手小学校」の統合

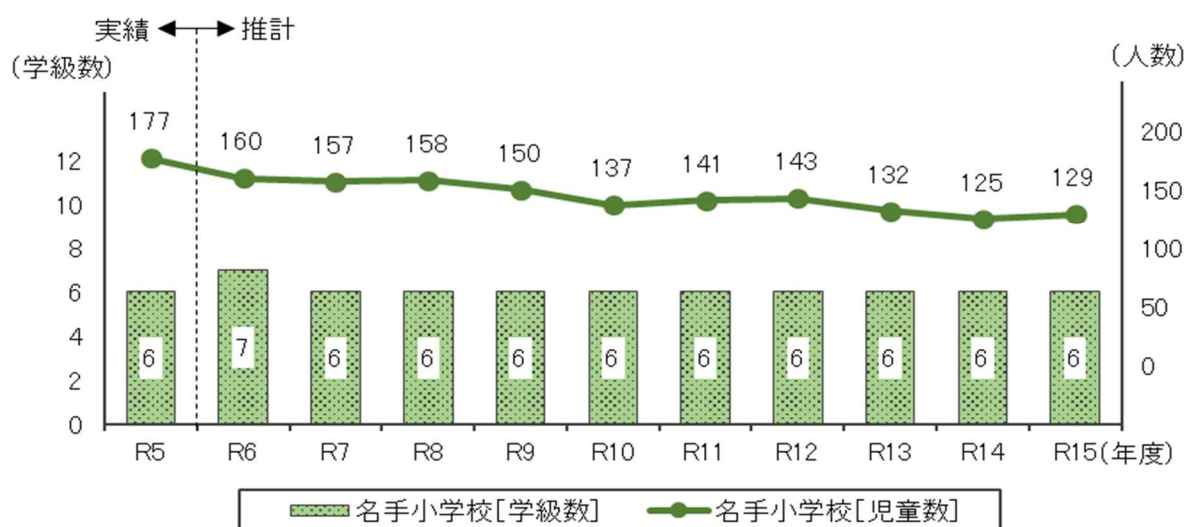
① 児童数の推計

【名手小学校】小規模校

		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
1年	児童数	19	20	33	30	18	16	22	22	22	22	21
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2年	児童数	26	18	20	33	30	18	16	22	22	22	22
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3年	児童数	24	30	18	20	34	31	18	17	23	23	23
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4年	児童数	25	28	30	18	20	34	31	18	17	23	23
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5年	児童数	32	28	28	30	18	20	34	31	18	17	23
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6年	児童数	31	36	28	27	30	18	20	33	30	18	17
	学級数	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
特別支援学級	児童数	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	児童数	177	160	157	158	150	137	141	143	132	125	129
	学級数	6	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6

※ 令和5年度の児童数は令和5年4月1日現在の人数です。

■学級数・児童数の推移と推計



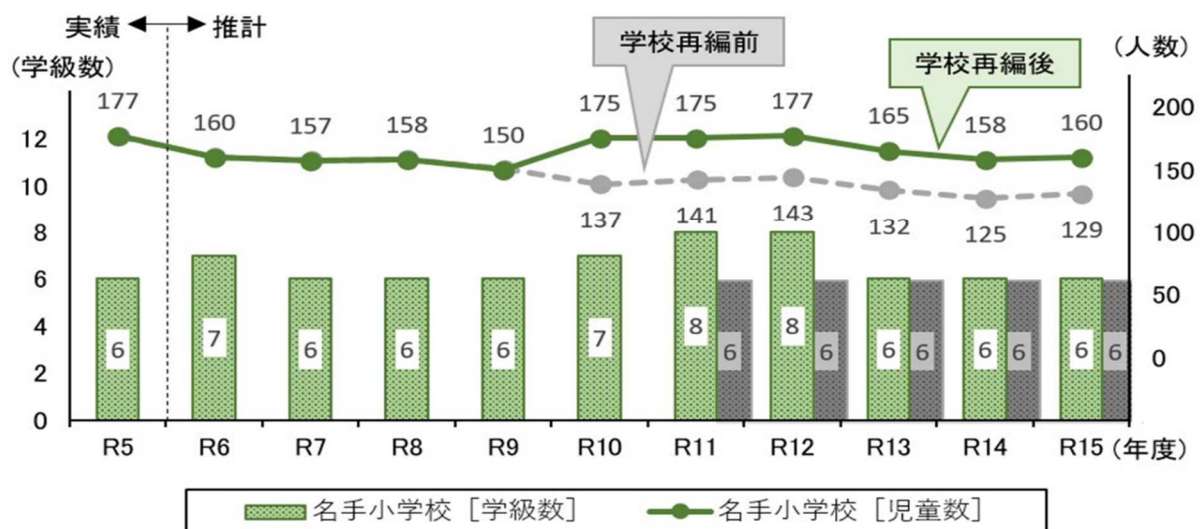
※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は令和5年度時点における推計値。

② 第1次学校再編後の児童数の推計

【名手小学校（名手小学校＋上名手小学校＋麻生津小学校）】小規模校

		R10	R11	R12	R13	R14	R15
1年	児童数	25	26	26	26	26	24
	学級数	1	1	1	1	1	1
	1クラスあたり	25	26	26	26	26	24
2年	児童数	23	25	26	26	26	26
	学級数	1	1	1	1	1	1
	1クラスあたり	23	25	26	26	26	26
3年	児童数	35	23	26	27	27	27
	学級数	1	1	1	1	1	1
	1クラスあたり	35	23	26	27	27	27
4年	児童数	40	36	24	27	28	28
	学級数	2	2	1	1	1	1
	1クラスあたり	20	18	24	27	28	28
5年	児童数	25	40	36	24	27	28
	学級数	1	2	2	1	1	1
	1クラスあたり	25	20	18	24	27	28
6年	児童数	27	25	39	35	24	27
	学級数	1	1	2	1	1	1
	1クラスあたり	27	25	19~20	35	24	27
合計	児童数	175	175	177	165	158	160
	学級数	7	8	8	6	6	6

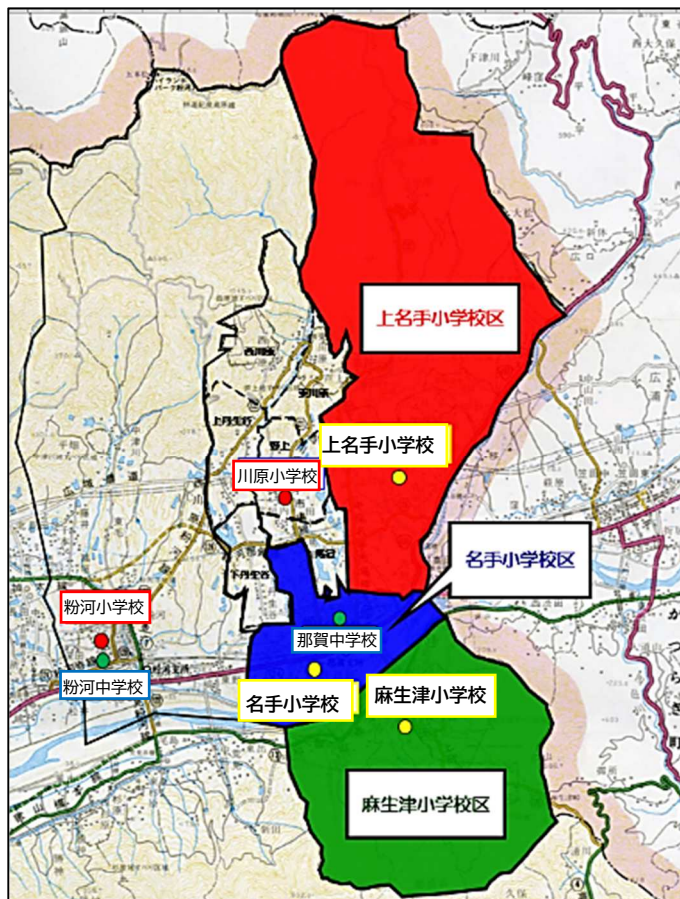
■学級数・児童数の推移と推計



※学級数は支援学級数を除く。また、児童数及び学級数は令和5年度時点における推計値。

(7) 通学区域のあり方

① 現状の通学区域



【上名手小学校区】

名手上、平野、名手下
西野山、江川中、切畑

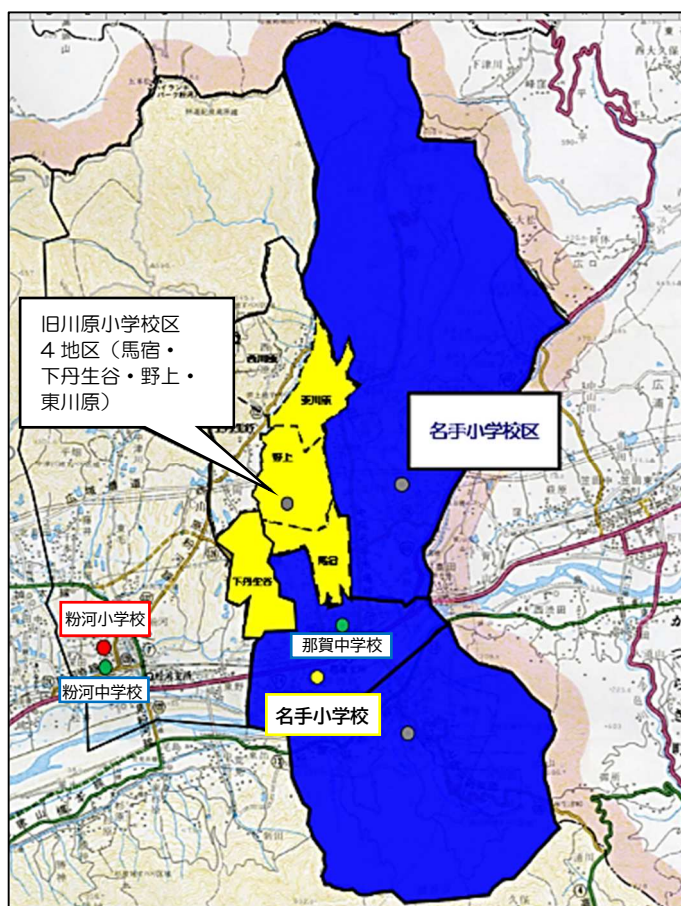
【麻生津小学校区】

赤沼田、横谷、麻生津中
北涌、西脇

【名手小学校区】

名手市場、穴伏、名手西野
藤崎、後田、王子

② 学校再編後の通学区域



【名手小学校区】

名手市場、穴伏、名手西野
藤崎、後田、王子、名手上
平野、名手下、西野山、江川中
切畑、赤沼田、横谷、麻生津中
北涌、西脇

※馬宿、※下丹生谷、※野上、
※東川原

※川原小学校区における馬宿・下丹生谷・野上・東川原地区については、令和 10 年度から第 2 次学校再編が実施される令和 14 年度までの期間に限り、粉河小学校と名手小学校の選択が可能な調整区域とし、その期間の実状を精査し、改めて校区の見直しを検討するものとします。

(8) 通学手段について

上名手小学校及び麻生津小学校を名手小学校へ統合するにあたり、通学が遠距離となる児童についてはスクールバスによる送迎を検討します。

① スクールバス運行基準

	紀の川市スクールバス運行基準
通学距離	通学距離 2 kmを超える児童（1 年生～6 年生）

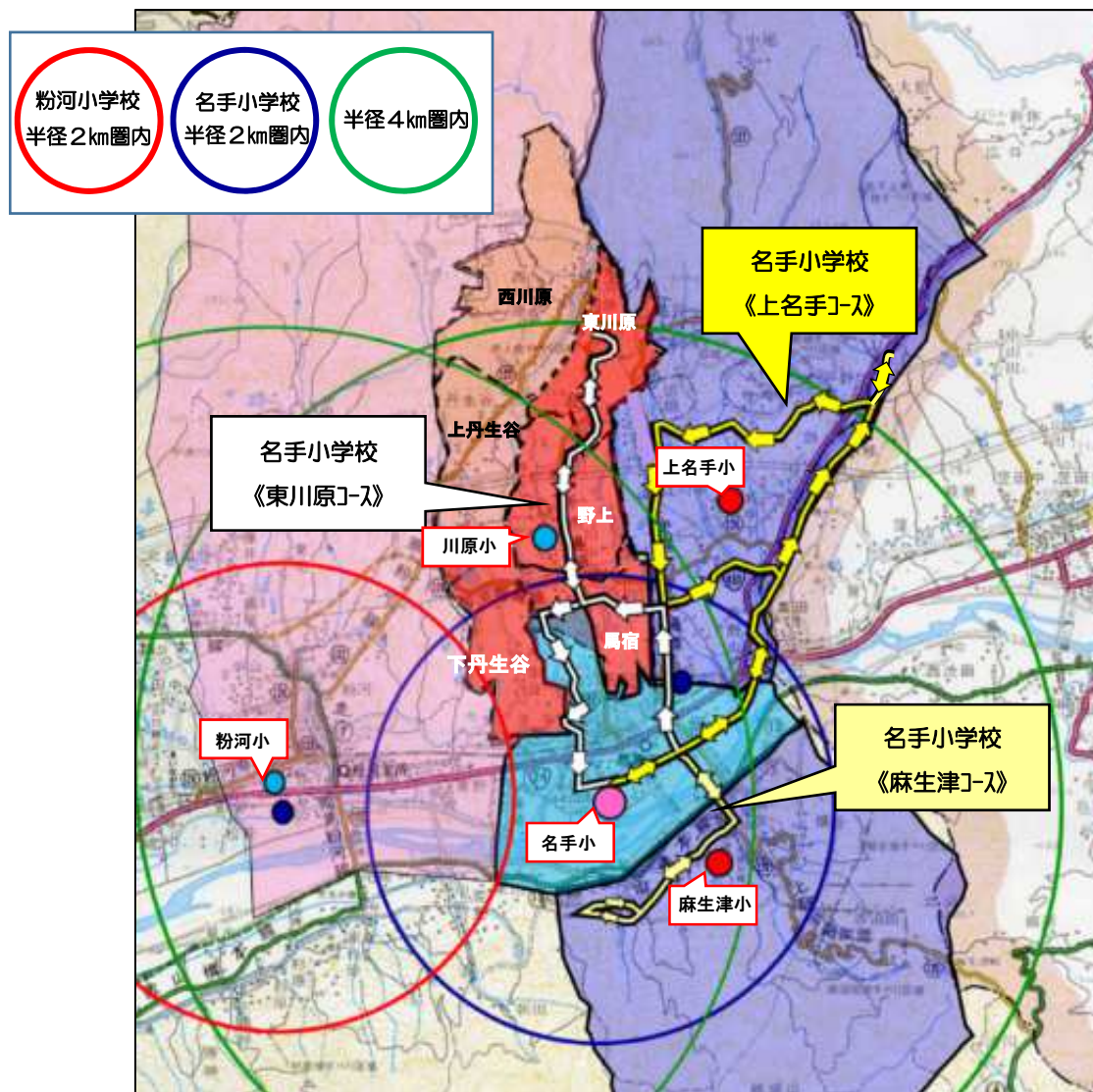
※統合される側の小学校区（川原小学校・上名手小学校・麻生津小学校）に限り、スクールバスの導入を検討します。

※アンケート調査(R3 実施)の結果等を参考に、紀の川市独自の基準として通学距離 2 kmを基準とします。〔国の通学基準（小学生）では、概ね 4 km以内は徒歩〕

※今後の在籍児童の状況によっては、スクールバスの運用及び基準の見直しを検討する場合があります。

② スクールバスの運行ルート

運行ルート	対象校	主な対象区域
上名手コース	名手小学校	名手上、平野、名手下、西野山、江川中、切畑
麻生津コース	名手小学校	赤沼田、横谷、麻生津中、北涌、西脇
東川原コース	名手小学校	馬宿、下丹生谷、野上、東川原



③ 上名手小学校区におけるスクールバス導入計画

令和5年4月調査時の1歳児から6歳児を基に、上名手小学校区におけるスクールバス導入計画を作成しています。上名手小学校区の児童については、全ての児童が、名手小学校までの通学距離が2kmを超えると推測されるため、原則、スクールバスによる通学となります。

【名手小学校:上名手コース】

■ スクールバス導入計画表 ■

以下の導入計画は名手小学校までの「上名手コース」となります。対象とする区域の児童は名手上、平野、名手下、西野山、江川中、切畑地区の児童となります。

【スクールバス導入計画】 ■第1次実施計画■(R6~R10)						
運行ルート	対象地区	児童数(1歳児~6歳児: R5年4月調査)				
		地区別	児童全員		スクールバス 運行基準	
《名手小学校》					通学距離2km以上	
【名手小】 上名手コース 〈名手小-上名手〉	名手上	1人	1年生	3人	1年生	3人
	平野	2人	2年生	1人	2年生	1人
	名手下	4人	3年生	2人	3年生	2人
	西野山	1人	4年生	3人	4年生	3人
	江川中	6人	5年生	3人	5年生	3人
	切畑	5人	6年生	7人	6年生	7人
	合計	19人	合計	19人	合計	19人
	スクールバス導入台数 (マイクロ28人乗車・ミニバス13人乗車)				車種	台数
					マイクロ	1台

■ スクールバス運行ルート及び停留所・発着時刻表 ■

スクールバスの通学ルートについては、基本、市コミュニティバス等のバス停を併用したルート方式により、児童の送迎を計画しています。

通学にかかる時間は、登下校ともに約35分を予定しています。

また、下校時は低学年(1年~3年)と高学年(4年~6年)で下校する時間が異なるため、低学年と高学年の2回に分け送る計画としています。

登校		下校 (例: 高学年)	
佃	7:25	名手小	15:45
平野南	7:26	佃	16:02
平野北	7:26	平野南	16:03
名手上	7:27	平野北	16:03
切畑	7:36	名手上	16:04
福垣内	7:38	切畑	16:13
西野山北	7:40	福垣内	16:15
江川農業	7:41	西野山北	16:17
猪岡	7:42	江川農業	16:18
名手下	7:43	猪岡	16:19
名手小	8:00	名手下	16:20

市コミュニティバスのバス停を併用



④ 麻生津小学校区におけるスクールバス導入計画

令和5年4月調査時の1歳児から6歳児を基に、麻生津小学校区におけるスクールバス導入計画を作成しています。麻生津小学校区の児童が名手小学校までの通学を行う際、紀の川を渡ることとなり、児童の安全面から麻生津大橋を新たな通学路とすることが望ましいと考えます。名手小学校までの新たな通学路は、通学距離2kmを超えると推測されますので、全ての児童が、原則スクールバスによる通学となります。

【名手小学校:麻生津コース】

■ スクールバス導入計画表 ■

以下の導入計画は名手小学校までの「麻生津コース」となります。対象とする区域の児童は赤沼田、横谷、麻生津中、北涌、西脇地区の児童となります。

【スクールバス導入計画】 ■第1次実施計画■(R6～R10)						
運行ルート	対象地区	児童数（1歳児～6歳児：R5年4月調査）				
		地区別	児童全員		スクールバス 運行基準	
《名手小学校》					通学距離2km以上	
【名手小】 麻生津コース 〈名手小－麻生津〉 通学路：麻生津大橋	赤沼田	0人	1年生	4人	1年生	4人
	横谷	0人	2年生	3人	2年生	3人
	麻生津中	2人	3年生	1人	3年生	1人
	北涌	3人	4年生	2人	4年生	2人
	西脇	8人	5年生	2人	5年生	2人
			6年生	1人	6年生	1人
	合計	13人	合計	13人	合計	13人
	スクールバス導入台数 (マイクロ28人乗車・ミニバス13人乗車)				車種	台数
				ミニバス	1台	

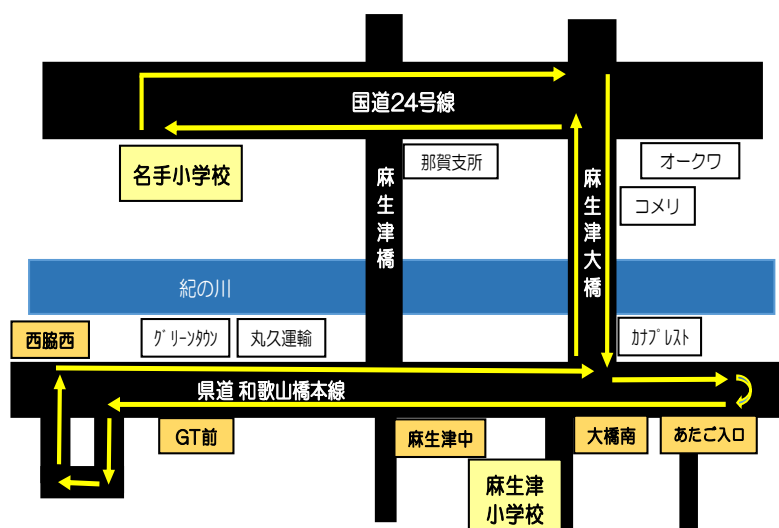
■ スクールバス運行ルート及び停留所・発着時刻表 ■

スクールバスの通学ルートについては、基本、市コミュニティバス等のバス停を併用したルート方式により、児童の送迎を計画しています。通学にかかる時間は、登下校ともに約20分を予定しています。また、下校時は低学年（1年～3年）と高学年（4年～6年）で下校する時間が異なるため、低学年と高学年の2回に分け送る計画としています。

登校		下校 (例：高学年)	
あたご入口	7:44	名手小	15:45
大橋南	7:46	あたご入口	15:52
麻生津中	7:48	大橋南	15:54
GT前	7:52	麻生津中	15:56
西脇西	7:54	GT前	16:00
名手小	8:00	西脇西	16:02

GT前:西脇グリーンタウン前

【通学路】について
児童の安全に配慮し、「麻生津大橋
(新橋)経由」とする。
⇒通学距離は2kmを超える



資料編

「保護者意見交換会でいただいた主な意見(要旨)」

就学指定校変更（校区外就学願）について

Q：令和５年度入学児童から、また、今後、入学する児童が、学校再編を理由に統合を待たずに統合先の学校が選択できるようになったことは理解できる。同様の手続きで、２年生以上の児童も統合先の小学校へ転学できないのか？

A：学校の再編を理由に「校区外就学願」の申請手続きが行える児童は、あくまで学校再編により、入学した小学校にて卒業できなくなる児童を対象としている。卒業が見込める児童（２年生から６年生）まで対象とした場合、統合される側の小学校において、今後の児童数を想定することができなくなり、学校の運営に支障を来す場合が生じるため、卒業が見込める２年生以上の児童については対象外としている。

Q：２年生以上に兄・姉がいる場合、下の子が統合先小学校を選択すると、“きょうだい”で別々の学校になってしまう。運動会など同日となった場合、どちらかが行けなくなる。学校行事等について、日程をずらすなど配慮を行ってもらえるのか？

A：学校間で調整が可能な部分については調整していただくよう、教育委員会からも学校へ働きかけをおこなっていく。

Q：“きょうだい”がいる場合、学校の選択に悩む。入学の手続きはいつまでに必要か？

A：一般的には就学前健診のタイミングで決められる方が多いが、年明けでの受付も可能なので、就学前健診時に健診を受けた小学校からの変更も可能である。小学校の選択については、家族で十分相談し決定していただきたい。

Q：ある年から児童が急激に減る学年が出てきた場合、複式学級の構成が変わる可能性もあるということか？

A：統合される側の小学校については、今後の入学児童の選択の仕方によっては予定していた入学者数が減少する場合も考えられる、また、０人となる場合も想定されるため構成が変わる可能性もある。

学校の統合時期について

Q：統合を待たずに統合先の学校が選択できる場合、何の制約もない場合は親の気持ちとして統合先小学校への入学を希望する。ただし、２年生以上に兄弟がおり、統合される側の小学校に在学している場合は学校の選択に悩む。統合先小学校を選択した場合、“きょうだい”で学校が分かれてしまい親の負担が生じる。また、２年生以上の在学児童は学校再編を理由に統合先小学校への転学が出来ないので、統合される側の小学校に残る形となり、どんどん児童数が減っていく中で不安を感じる。親の負担、また、残される児童のことを考えた場合、少しでもその期間が短い方が望ましいように思う。統合時期を早めることは可能か？

A：教育委員会が定める統合時期はあくまで令和１０年４月１日を目標に計画を進めているため、理由もなく早めることはできない。ただし、保護者の方の負担や在学中の児童のことを考慮し、保護者総意（PTA 会総意など）により計画を早めてほしい旨の要望があれば、学校運営に支障を来す場合なども含め、教育委員会に諮り統合時期の見直し（短縮）も検討していく必要があると考える。

Q：保護者の話し合いの中で統合時期の短縮で意見がまとまった場合、最短時期はいつか？

A：令和６年度より地域への説明を予定している。また、統合を行う際の児童の心身の負担を考慮し、年間を通じた学校間交流やスクールバスの準備が必要となる。最短でも令和８年４月になると考える。さらに、統合時期が令和８年になる場合は、現小学３年生以下の児童が卒業を待たずに統合となるため、その保護者の方の理解も必要と考える。

Q：学校の統合は、令和１０年度を目標に確定しているのか？

A：遅くとも令和１０年度（令和１０年４月１日）には統合する計画で進めていく。

計画の進め方について

Q：令和 5 年度入学の児童（現 1 年生）が卒業できないことが明らかになっているのなら、入学する際の就学前健診（令和 4 年秋頃）の時点で説明がほしかった。なぜ今なのか？

A：基本計画の内容について承認を受けた時期が令和 5 年 3 月となったため、事前の通知や説明を行うことができなかった。

Q：地域住民の方に説明を行う際には、保護者の意見を優先し取組んで欲しいというのが保護者の想いである。地域住民の方から学校が統合されることに反対との意見もあると思うが、計画どおりに進めてほしい。

A：今年度内に策定する実施計画を基に、令和 6 年度より地域への説明を行っていく予定である。子供の事を第 1 に考えた実施計画とするため、保護者意見交換会を開催し保護者の皆様の意見を伺っている。いただいた意見を参考に実施計画を策定し、地域住民の方には、子供の事を第 1 に考えた学校再編である旨丁寧に説明を行い、理解を求めていると考えている。

Q：学校再編の説明は、改めて保護者全員を対象に実施するのか？

また、来年入学を予定している児童の保護者を対象とした説明会を入学前に行っていただけるのか？

A：本日開催の保護者意見交換会は、実施計画を策定するにあたり、子供達に配慮した計画としていくため保護者の方の意見をいただく会であり、説明会は、策定した実施計画をもって、令和 6 年度より保護者の方、また、地域住民の方を対象に行っていく。来年度入学予定の方で、本日、出席いただけてない方には、保護者意見交換会の案内通知に、基本計画の概要を記載し、また、基本計画を掲載した市ホームページのアドレスを記載しているので、学校再編の進め方を確認いただきたいと考える。さらに、統合先小学校が選択可能となる旨のお知らせは、就学前検診案内に同封し通知する予定である。

児童の心のケアについて

Q：小学生は自分から悩みがあると言えないと思う。先生方はどのようにして悩みが生じている児童を見つけてくれるのか？

A：紀の川市では教育相談員やスクールカウンセラーを配置し、児童の悩み相談を行っており、事前に統合してきた児童であることを、相談員等に伝え、出来るだけその児童に目を配っていただくよう体制を整え対応をおこなっていく。

Q：統合前の教員を統合先の小学校へ配置することについて、必ず配置してほしい。

A：教員の配置については、市で決める事の範囲を超えているため、教員の配置については確約することは難しい。ただし、知っている先生が 1 人でも 2 人でもいることで子供達は安心できると思うので、全員の配置は難しいが、少なくとも 1 人か 2 人は配置できるよう関係機関に働きかけていきたいと考えている。

Q：統合される側の児童が、統合先の学校で 2 クラスとなる場合、できるだけ同じクラスとなるよう配慮をお願いしたい。

A：子供達の負担とならないよう、学校間でも十分協議し配慮は行っていく。

学校間交流について

Q：今年入学の児童から学校再編の対象となる。学校間交流は 1 年を予定している説明であったが、もっと前から取り組めないのか？

A：子供達が慣れ親しめるように学校間で協議し、早ければ令和 6 年度より、少しずつでも交流を開始していきたいと考える。

Q：学校間交流は、リモートによる交流ではなく、直接、学校へ行っの交流を行ってもらえるのか？

A：リモートによる交流では、顔を見たことがあるだけになる可能性もあるため、合同授業や合同行事を行う際は、実際に子供達が会って交流することが大事であると考えている。

Q：学校の統合は転校するのと同じなので、事前にどれだけ統合先の子供達と溶け込めるのが重要となる。統合前の学校間交流は非常に大事な取組だと思う。いつから始めるのか、また、具体的な取組内容が決まっているのなら教えてほしい。統合先の小学校へスムーズに行ける体制を作っておいていただかないと統合は難しい。

A：学校間交流については、令和 6 年度より年数回の交流を行っていきたいと考えている。また、統合を控えた 1 年間（令和 9 年度）については、より内容の濃い交流事業に取り組む必要があるため、その前年となる令和 8 年度に取り組む交流内容について、各学校間で相談・協議を行ない、令和 9 年度には年間を通じ、計画的に出来るだけ多くの合同授業や合同行事に取り組んでいきたいと考えている。

スクールバスによる通学について

Q：下校時は低学年（1 年生～3 年生）と高学年（4 年生～6 年生）で下校時間が変わってくる。下校時におけるスクールバスの対応は？

A：低学年（1 年生～3 年生）は高学年（4 年生～6 年生）より、1 時間程度早く終わるため、下校時は、低学年と高学年の 2 回に分けスクールバスを運行し対応する。

Q：高学年と低学年で“きょうだい”がいる場合、兄・姉を学校内で待つことは可能か？

A：兄・姉を学校内で待つことは可能である。ただし、学校側の体制として、教職員が出張等で手薄となる場合は、児童の安全を考慮し毎日待つという体制が難しい場合も生じる。出来るだけ対応していきたいと考えるが、基本的には学年に応じた下校時間での対応をお願いしたい。

Q：両親が共働きの場合、計画に記載のバス通学ルート上であれば、下校時に祖父母が住んでいる近くのバス停で降車することは可能か？登校時と下校時で利用するバス停が異なる等の対応は可能か？

A：事前に連絡をいただければ対応は可能である。

Q：「校区外就学願」により統合先の小学校を選択した場合、保護者の責任においての通学となるが、保護者による送迎は令和 10 年 3 月 31 日までと考えてよいのか？

A：令和 10 年 4 月 1 日をもって学校の統合を行う計画としているため、令和 10 年 4 月 1 日よりスクールバスによる送迎を開始する予定である。また、学校の統合が早くなる場合は、統合される学校の統合開始をもってスクールバスによる送迎を開始する。

Q：スクールバスの維持運用経費は市で負担してくれるのか、また、仮に通学が 1 人となった場合でもスクールバスで送迎してもらえるのか？

A：スクールバスに係る維持運用経費は市で負担する。また、通学が 1 名となった場合は、タクシーなどの対応に変更する場合もあるが、責任を持って対応していく。

Q：部活動等で下校が遅くなった場合の対応は？

A：下校時におけるスクールバスの対応は、低学年と高学年に分けた 2 回の対応となるため、その下校時間に合わせていただく必要がある。

制服等について

Q：統合した場合の制服はどうなるのか？ 6 年生で統合した場合、最後の 1 年間のために制服や体操服等買い替える必要が生じるのか？

A：制服及び体操服等については、児童の成長に合わせ買換えが生じるまでの間、混在を認めていく方向で検討している。また、統合を見据え、事前に統合先の制服を購入するなど、統合される側の小学校においても、制服等の混在を認めていく方向で検討をおこなっている。

Q：旧那賀町単位だけでも統合前から早めに制服の統一を行っていくことはできないか？

A：教育委員会内で色々検討していきたい。

川原小学校区における計画の進め方について

Q：馬宿、下丹生谷、野上、東川原地区については、名手小学校も選択できる旨検討していた
だいている旨の説明があったが、名手小学校を選択した場合もスクールバスによる送迎は
行っているのか？

A：名手小学校を選択された場合も、スクールバスによる送迎を検討し進めている。
ルートについては、「粉河小学校：東川原コース」と同様に、基本、市コミュニティバスの
バス停を併用したルート方式によるコースとなり、また、通学に係るバス乗車時間は、登・
下校ともに約 30 分程度を要すると考えている。

Q：名手小学校を選択した場合、中学校は那賀中学校となるのか？
小学校が粉河小学校と名手小学校が選択できるように、中学校も選択できるのか？

A：基本的には那賀中学校に進学いただくことになるが、馬宿、下丹生谷、野上、東川原地区に
ついては、令和 10 年度（令和 10 年 4 月 1 日）から令和 14 年度（令和 15 年 3 月 31
日）の 5 年間、粉河小学校と名手小学校が選択できる調整区域としていく方向で検討して
いることから、この期間に関しては、小学校と同様に、中学校も粉河中学校と那賀中学校
の選択が可能となる。ただし、この 5 年間の調整区域期間の実状を精査した上で、令和
15 年度（令和 15 年 4 月 1 日）より、改めて校区の見直しを検討するので、今後、お子
様が小学校を卒業する時期によっては、調整区域となっていない場合もあり、希望する中
学校を選択できない場合も生じる。

Q：統合に向けた学校間交流について、名手小学校を選択した場合も、粉河小学校と同様に事
前交流は行ってもらえるのか？

A：粉河小学校と同様に名手小学校も行っていく予定である。

Q：スクールバスについて、馬宿、下丹生谷、野上、東川原地区については、上名手地区と隣
接する部分もあり、名手小学校を選択した児童は、旧町にとらわれず上名手小学校区のス
クールバスにも乗れるようにしてはどうか？

A：統合が開始される令和 10 年度の児童数を想定した場合、2 台のスクールバスが必要とな
るため、計画では各小学校別でスクールバスの運行を計画している。今後の児童数の動向
を見ながら、色々な方法を検討していきたい。

那賀地域における計画の進め方について

Q：上名手小学校と麻生津小学校において、どちらかの学校で早期に合意が得られた場合、
別々の時期での統合となるのか？統合時期は一緒にできないのか？

A：できるだけ一緒にのタイミングが望ましいと考えるが、どちらかの学校において、保護者の
方や地域の方の合意が早期に得られた場合は、教育委員会に諮り計画を早めることも検討
する必要がある。場合によっては、統合が別々の時期になることも想定している。

その他

Q：児童数の推計値について、実際に住所を有する子供の数とは概ね一致しているのか？

A：計画書に記載の推計値は、国が人口推計を行う際に使用する「コーホート変化率法」を適
用し推計値を算出している。0 歳児までの実際の数値とは若干の差が生じる学校もある
が、推計値と大きな差が生じる学校はない。

紀の川市立学校適正規模適正配置 第 1 次実施計画

令和 6 年 月

【発行】紀の川市教育委員会

【編集】紀の川市教育委員会 教育総務課 学校再編推進室

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井 338 番地

TEL 0736-77-2511 FAX 0736-77-0917
